

会 議 録 目 次

平成 2 2 年第 2 回海田町議会 3 月定例会（第 1 日目）

平成 2 2 年 3 月 3 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第 2	会期の決定について……………	4
日程第 3	諸 般 の 報 告……………	5
	（ 1 ） 議 会 報 告	
	（ 2 ） 議会改革特別委員会中間報告	
	（ 3 ） 行 政 報 告	
	（ 4 ） 報告第 1 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団 体の数の減少及び組合規約の変更について	
日程第 4	同意第 1 号 教育委員会委員の任命の同意について……………	1 2
日程第 5	第 2 号議案 広島県市町総合事務組合の事務所の位置の変更及び組合 規約の変更について……………	1 3
日程第 6	第 3 号議案 海田町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	1 4
日程第 7	第 4 号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について……………	2 1
日程第 8	第 5 号議案 平成21年度海田町一般会計補正予算（第 9 号）……………	2 4
日程第 9	第 6 号議案 平成21年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	2 4
日程第10	第 7 号議案 平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）……………	2 4
日程第11	第 8 号議案 平成21年度海田町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）…	5 0
日程第12	第 9 号議案 平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）…	5 2
日程第13	施 政 方 針……………	5 5
	（延 会）……………	6 6

平成22年第2回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成22年3月3日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月3日 (水) 9時00分宣告 (第1日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (16名)

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (16名)

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	久 保 伸 一
会 計 管 理 者		永 海 房 雄
総 務 部 次 長		朝 倉 登 司 雄
企 画 課	長	細 川 真 示
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
生 活 安 全 課	長	佐々木 正 樹
住 民 課	長	飯 田 義 光
福 祉 課	長	窪 地 満
長 寿 保 険 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		湯 木 淳 子
都 市 整 備 課	長	木 原 晴 彦
建 設 課	長	久保田 誠 司
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
まちづくり事務所	長	花 本 則 之
教 育 委 員 長		瀧 川 昌 俊
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次 長		青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
参 事		新 浜 憲 治
水 道 課	長	市 川 英 士

環境センター所長	百本哲郎
学校教育課主幹	百田暁治
生涯学習課主幹	山路進朗

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	飯森靖彦
主査	森原宏生
主任主事	中村修介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

(1) 議会報告

(2) 議会改革特別委員会中間報告

(3) 行政報告

(4) 報告第1号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命の同意について

日程第5 第2号議案 広島県市町総合事務組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更について

日程第6 第3号議案 海田町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第4号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第5号議案 平成21年度海田町一般会計補正予算（第9号）

日程第9 第6号議案 平成21年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 第7号議案 平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

日程第11 第8号議案 平成21年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第12 第9号議案 平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第13 施政方針

午前 9 時 0 1 分 休憩

午前 9 時 0 2 分 再開

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの 22 日間と決しております。

○議長（久留島）日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております 12 月定例会以降の主なものについて報告いたします。

まず、12 月 22 日及び 2 月 23 日に安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から、議会の概略についてご報告いたします。

それでは、平成 21 年 12 月 22 日に開催されました平成 21 年第 2 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてご報告いたします。第 2 回定例会におきましては、専決処分の報告 1 件、承認 2 件、決算認定 1 件、補正予算 2 件が提出されました。まず、専決処分の報告案件として、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について報告されました。次に、専決処分の承認案件として、職員の給与に関する条例等の一部改正について及び組合議員の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提出され、全会一致で承認されました。続いて、決算認定として、平成 20 年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定について提出され、監査委員から各会計とも適正に処理されているとの報告を受け、全会一致で認定されました。次に、補正予算として、平成 21 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算につきましては、平成 20 年度の決算剰余金の確定に伴い、既定の歳入歳出の予算総額にそれぞれ 737 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億 4,830 万円とするものです。なお、繰越金が 1,372 万 2,000 円の増となりましたので、各構成市町の施設負担金は 630 万 3,000 円減額をされております。このうち本町の負担金は 98 万 3,000 円の減となっております。また、平成 21 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算につきましては、平成 20 年度の決算剰余金の確定に伴い、既定の歳入歳出の予算総額からそれぞれ 34 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 12 億 1,353 万 5,000 円とするものです。なお、繰越

金が4,255万2,000円の増となりましたので、各構成市町の施設負担金は4,289万2,000円減額をされております。このうち本町の負担金は1,040万4,000円の減となっております。以上2件につきまして、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、平成22年2月23日に開催されました平成22年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてご報告いたします。第1回定例会におきましては、予算案件2件、その他案件2件が提出されました。まず、予算案件として、平成22年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を5億5,345万5,000円とするもので、全会一致で原案のとおり可決されました。また、平成22年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を11億4,520万円とするもので、全会一致で原案のとおり可決されました。次に、その他案件として、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組織規約の変更につきましては、甲双衛生組合が解散により脱退し、市町総合事務組合が事務所の位置を広島市中区基町10番3号から中区鉄砲町4番1号に変更することについて、全会一致で可決されました。また、組合経費の関係市町の負担金の負担方法につきましては、平成22年度における関係市町の負担方法について審議され、本町の負担金は、安芸地区衛生施設管理組合一般会計6,618万7,000円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計2億5,476万7,000円と決定されております。

以上で、平成21年第2回及び平成22年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。

次に、2月3日に平成22年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されましたので、本議会選出の議員であります前田議員から、議会の概略について報告を求めることにいたします。前田議員。

○14番（前田） それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。平成22年2月3日に、平成22年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されましたので、本議会選出の私から、議会の概略について報告いたします。

後期高齢者医療広域連合議会臨時会におきましては、条例案件2件、予算案件2件、及びその他案件として1件が提案されました。まず、条例案件として、議案第1号、広域連合個人情報保護条例の一部改正につきましては、統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、条例中に引用している法令番号、用語等の規定の整備をすることについて、全会一致で可決されました。議案第2号、広域連合職員の勤務時間、休暇等に

関する条例及び広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正につきましては、国及び地方公共団体の職員との権衡を失わない勤務条件とするため、1日の勤務時間を8時間から7時間45分に短縮し、月60時間を超える超過勤務に係る支給割合を100分の125から100分の150に引き上げる等の改正を行うことについて、賛成多数により可決されました。次に、予算案件として、議案第3号、平成21年度広域連合一般会計補正予算（第2号）及び議案第4号、特別会計補正予算（第4号）につきましては、広域連合システム委託料等の減額、このことに伴う事務費繰出金の減額について、全会一致で可決されました。次に、その他案件として、議案第5号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更につきましては、甲双衛生組合が解散により脱退し、市町総合事務組合が事務所の位置を広島市中区基町10番3号から中区鉄砲町4番1号に変更することについて、全会一致で可決されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で平成22年第1回後期高齢者医療広域連合議会臨時会についての報告を終わります。以上です。

○議長（久留島）次に、2月17日開催の広島県町村議会議長会平成21年度自治功労者等表彰式におきまして、町議会議員として20年以上在職の前田議員が広島県町村議会議長会の自治功労表彰を受けられましたので、ご報告いたします。

次に、3月1日に海田市駅バリアフリー完成記念式典に副議長と私が出席しました。海田市駅のバリアフリー化については、平成19年6月に議会において要望決議や意見書の提出について議決し、その実現に向けて取り組んできたところでございます。この日を迎えることができましたのも関係各位のご尽力によるものと思います。この場をおかりしましてお礼申し上げます。

また、12月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、あわせてご参照ください。

なお、委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

以上で議会報告を終わります。

続いて、議会改革特別委員会から、議会改革に関する諸問題の調査・研究について中間報告をしたいとの申し出があります。お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにいたしたいと思いますが、これにご異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の中間報告を受けることと決めます。議会改革特別委員会委員長の発言を許します。岡田委員長。

○議会改革特別委員会委員長（岡田）おはようございます。7番、岡田です。議会改革特別委員会の調査項目について、会議規則第43条の2第2項の規定により、調査の結果を中間報告いたします。まず、お手元にお配りしております委員会調査中間報告書をご覧ください。今回は、第4回から第6回までの委員会における調査の概要及び結果について報告いたします。

まず、1ページ目の項目3からです。第4回委員会を平成21年12月18日に開催しました。各委員があらかじめ提出した調査票をもとに議会改革に係る調査項目一覧表を作成し、その内容について各委員から内容説明を受けました。各項目の内容審議については次回の委員会から行うことといたしました。

次に、第5回委員会を平成22年1月13日に開催しました。この委員会では、各調査項目について順次内容を審議し、次のとおり決定いたしました。まず、議会広報関係について、本会議で審議した議案に対する各議員の表決を議会広報に掲載することを賛成多数で決定いたしました。なお、個別の議案に関する表決の公開の適否は議長が議会運営委員会に諮って判断することといたしました。また、採決の方法については議長の判断によることといたしました。続いて、会議録等の公開関係ですが、議会の中継については新庁舎建設に合わせて実施することを基本として、手法は今後の検討課題とすることといたしました。また、ホームページにおける会議録の公開については、平成22年2月1日から議会のホームページにおいて、平成13年分からの本会議会議録を公開することといたしました。議員あての連絡文書等のホームページ掲載については、連絡文書等の電子データでの送付を希望する者についてのみ、現行のファクス送信に加え、電子メールでの送信をする取り扱いといたしました。次に、政務調査費について、政務調査費の費用対効果として、政務調査費を使った効果をより大きなものにするため、各議員において自己研さん等の最大限の努力をするよう意思確認をいたしました。また、政務調査費のアップについては他市町の状況等を調査していくこととし、今後の検討課題といたしました。続いて、その他として、議長交際費のホームページ等での公開について、情報公開条例に基づく請求があれば公開されていることから、原則公開であるので、ホー

ムページ等での公開は今後議長において検討していただくことといたしました。また、議会基本条例の制定については次回の委員会以降引き続き検討課題としていくことといたしました。

次に、第6回委員会を平成22年2月18日に開催いたしました。第5回委員会で検討課題としていた項目について審議し、次のとおり決定いたしました。まず、議会の中継等について、中継の手法等を調査するため、県内先進地の視察を行うこととし、場所及び日程については委員長に一任することといたしました。続いて、政務調査費のアップについて、政務調査費の額について各委員から意見聴取を行ったところ、8名の委員が金額を上げることが希望するという結果でした。しかし、この結果をもって額を上げるという結論とせず、引き続き慎重に審議していくことといたしました。また、議会基本条例の制定について、現在三次市議会が議会基本条例の制定準備を進めていることから、制定された場合、研修を行う方向で調整することといたしました。最後に、参考資料として、各委員から提出された調査項目を一覧にした調査項目一覧表を添付しております。決定された内容を備考欄に記載しておりますので、参考にしてください。

以上で議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、会議規則第43条の2第2項の規定により議会改革特別委員会からの中間報告を受けたものですので、議会改革特別委員会中間報告については、これをもって終結いたします。

続きまして、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。それでは、12月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。

初めに、長引く不況を背景に増加する失業者等の支援を行うため、昨年末の12月29日と30日に、ハローワークと連携し、生活相談窓口を福祉課に開設いたしました。2日間で27件の電話や来庁者があり、生活保護関係では3件の相談がありました。

続きまして、消防出初め式についてでございますが、1月10日に海田小学校グラウンドにおいて、消防団、広島市安芸消防署、少年消防クラブ、龍洞保育園幼年消防クラブ

など、約260名の参加のもとに行いました。当日は天候に恵まれ、町民の皆様方約600名が参観される中、消防団員の分列行進や広島市安芸消防署との同時多発災害訓練、消防団員による小型動力ポンプ操法、事業所や自治会の自主防災による初期消火訓練などを行い、防火・防災意識の高揚を図ることができました。

また同日、平成22年成人祭を海田公民館において開催いたしました。本年の成人祭対象者は301名でした。そのうち出席者は191名で、約63%の出席率でございました。式典は、厳粛な雰囲気の中、滞りなく実施することができました。新成人の皆さんは、緊張した面持ちでお祝いや激励の言葉に耳を傾けられ、誓いも新たにしておりました。式典に続いて実行委員会が中心となって実施された記念パーティーでも、楽しいひとときを過ごしておりました。

次に、昨年12月に議会で決議いただいた元広島東洋カープ監督の三村敏之氏の町民栄誉賞表彰式を、2月9日、ふるさと館におきまして挙行いたしました。当日は、親族や同級生の皆様ばかりでなく、カープファンの方々にも多数の参列をいただき、盛大な表彰式となりました。これに引き続き、三村氏の思い出の品々を展示した記念企画展を2月28日まで開催いたしました。企画展の来場者数は2,000人を超え、ふるさと館の企画展の1日当たりの入場者数としては最も多く、改めて三村氏の偉大な功績を本町の誇りであると再認識いたしました。

続きまして、海田市駅周辺バリアフリー推進事業についてでございますが、JR西日本における海田市駅構内プラットフォームの段差の解消や、エレベーター等の設置工事が2月末に完了しました。この完成をお祝いし、3月1日に海田市駅バリアフリー完成記念式典を国土交通省中国運輸局長などの出席のもと開催いたしました。これにより、本町が実施しました自由通路のエレベーター設置とともに海田市駅のバリアフリーが実現し、駅利用者と町民の利便性が向上することになりました。

次に、町内循環コミュニティバス運行についてでございますが、3月2日、ひまわりプラザで地域公共交通検討プロジェクトの第3回検討委員会が開催されました。この検討結果報告書が中国運輸局から今月末にいただけますので、この報告書を踏まえて、どのように運行するのがよいか判断することとしております。

以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、報告1件、同意1件、規約変更1件、条例制定1件、条例改正3件、補正予算5件、当初予算7件を提出しております。どうぞよろしくご審議いただくようお願い

い申し上げます。

○議長（久留島）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第1号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第1号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について。広島県市町総合事務組合を組織する甲双衛生組合が平成22年4月1日から脱退することに伴い、組合を組織する団体の数の減少及び組合規約の変更について専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、報告第1号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。また、あわせて資料1の広島県市町総合事務組合規約新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、平成22年4月1日から甲双衛生組合が解散することにより広島県市町総合事務組合から脱退するため組合規約を改正することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございまして、同条第2項の規定に基づき町議会に報告させていただくものでございます。専決処分年月日は平成22年2月18日でございます。

専決処分の内容でございしますが、組合規約の別表第1の甲双衛生組合の項を削り、別表第2の1及び2の項中、甲双衛生組合を削るものでございます。今回の規約変更の結果、組合を組織する団体の状況でございしますが、8市、9町、11一部事務組合、1広域連合の、計29団体となるものでございます。この改正規約は平成22年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。甲双衛生組合解散というんですが、中身がわかりにくいんです。公共下水道ができたので衛生組合が解散するのか、それとも全体のどこか一部事務組合みたいなものをつくって、それで解散するのか、そこら辺がわからないので、お尋ねするんですが。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野） 甲双衛生組合につきましては、三次市、庄原市、府中市の3市で構成しておりまして、それが合併以前には上下町等のそれぞれの町で、甲奴郡、双三郡の町で組織しておりましたが、合併によりそれぞれの市でそれぞれの業務を引き継いでいくということで解散したものでございます。

○議長（久留島） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号については、これをもって終結いたします。

これにて諸般の報告のすべてを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 日程第4、同意第1号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 同意第1号、教育委員会委員の任命の同意について。教育委員会委員であります林孝さんの任期が平成22年3月23日をもって満了することに伴い、委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き林孝さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島） 総務課長。

○総務課長（植野） 同意第1号、教育委員会委員の任命の同意についてご説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。現教育委員会委員の林孝さんの任期が平成22年3月23日をもって満了となることに伴いまして、引き続き林孝さんを教育委員としてお願いするものでございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は4年間でございます。教育委員の職務の内容でございますが、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員の職務権限等について管理し、執行するものでございます。

それでは、林孝さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和○年○月○日で、現在○歳でございます。住所は○○○○○○○○○○でございます。職歴でござ

いますが、昭和56年4月から広島大学教育学部助手を勤められ、昭和58年4月から徳島文理大学家政学部講師、昭和62年4月から徳島文理大学家政学部助教授、平成元年4月から広島大学学校教育学部助教授、平成13年4月から広島大学大学院教育学研究科助教授、平成19年4月から広島大学大学院教育学研究科准教授を歴任され、平成20年5月から広島大学大学院教育学研究科教授に就任され、現在に至っておられます。また、平成14年3月から海田町教育委員会委員としてご活躍されているところでございます。このように、これまでの実績を踏まえ、適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第1号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第1号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第1号についてはこれに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第2号議案、広島県市町総合事務組合の事務所の位置の変更及び組合同規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第2号議案、広島県市町総合事務組合の事務所の位置の変更及び組合同規約の変更について。平成22年4月1日から広島県市町総合事務組合事務所を移転することに伴い、組合同規約を変更するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）第2号議案、広島県市町総合事務組合の事務所の位置の変更及び組合同規約の変更についてご説明いたします。議案書の4ページをお開きください。また、あ

わせて資料２の広島県市町総合事務組合同期新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、平成22年４月１日から広島県市町総合事務組合の事務所の位置を変更すること及び組合同期規約を変更することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、組合同期規約の第４条中、組合事務所の位置を広島市中区基町10番３号広島県自治会館内から広島市中区鉄砲町４番１号に改めるものでございます。この変更規定は、平成22年４月１日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第２号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第２号議案について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第２号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第６、第３号議案、海田町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第３号議案、海田町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について。行財政改革の実施に伴い、業務の外部委託を推進するなど事務事業の効率化を図ったことにより職員を削減したことから、定数を削減するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）第３号議案、海田町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の５ページをお開きください。あわせて、資料３の海田町職員の定数条例新旧対照表及び資料４の海田町職員の定数条例の一部改正についてをご覧ください。今回の改正は、業務の委託等をはじめとする行財政改革を実施し、事務

事業の効率化を図ったことにより職員の削減を行ったため、職員の定数を削減する条例の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第2条第1号の町長の事務部局の職員を190名から20名減らして170名に、同条第5号の教育委員会の事務部局の職員を56名から16名減らして40名にするものでございます。農業委員会の廃止以外での定数の改正は平成2年以来でございますが、その間、町長の事務部局では、主なものとして、ごみ収集・焼却等の清掃業務を委託したことにより清掃員、運転手等の技能業務職の職員を削減しております。また、教育委員会の事務部局につきましては、小学校の給食業務の委託による調理員の削減、及び図書司書等を嘱託職員等としたことによる削減でございます。水道課の定数につきましては、併任職員も定数に入れるため、現在、人事、契約、会計関係の職員を7名併任としているため、定数の削減は行っておりません。また、その他の部局についても、変更は行っておりません。

資料4の海田町定数条例の一部改正についての2ページに職員定数と実職員数の比較を載せておりますので、ご参照ください。

この条例の施行期日は平成22年4月1日からでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。資料4の2ページなんですが、今回、定数と実数との差があるということと、町長が説明された理由で、職員減で行政が執行できるということなんですけれども、そこで、平成21年度の実数と今回の改正案、定数を減にして実数はほとんど21年度の実数と同じなんですが、これはよほど今から職員の業務が変更にならない限りは、この実数は保持されていくお考えがあるのか、ないのか、お聞きいたします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）この定員の管理につきましては、これからまた新たな管理計画をつくる必要がございますけれども、今の業務量を見ますと、大体今の人数を堅持、もしくは場合によっては増えますし、場合によっては1名ぐらいの純減はあるかもわかりません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。職員を削減するということで、行財政改革のバロメー

ターのごとく定数を思い切って削減されておりますが、私は本来の職員のあり方、もちろん少ない経費で最大の効果をやるのはもっともでありますけれども、本来というか、本当の行政のあり方というのは、やっぱり職員の身分を保障しながら行政のサービスを続けていく、このことが本来の姿であると思うんです。先ほど説明の中にはごみの収集であるとか給食のというのがありましたけれども、このままずっと行財政の節約という面から見て職員をどんどん削減していくことに私は大きな問題があると思うんですが、やっぱり福祉とか教育というのは本来人間がすることであって、この問題を見直す必要があると思うんです。盛んに議会の中でも職員を削減せよ、せよという声が上がってくるし、町長もそれに応えておられますが、これからは教育と高齢者の対策の問題が出てきます。それは民間委託やそういう福祉法人に任せりゃいいじゃないかという声もありますが、しかし、本来の行政の本当のあり方というのは、やっぱり正職員がそれを責任を持ってやる、これが基本だと思うんですが、その考えはどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）今のお尋ねの件でございますけれども、職員の削減は、先ほども申しましたように、これ以上はそう多くはない、堅持していくということでございますけれども、今までの削減がどうであったかということにつきましては、事務の合理化でございますとか外部委託ということで事務の整理をしまいいっております。ですから、特にそれが事務サービスの低下になっておるといふような懸念はしておりません。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）8番、西田です。議案書の5ページのところに提案理由が載っております。資料4のところに定数と実員数の比較が載っております。先ほどの説明の中に行財政改革の実施に伴いと、こういうふうに表示されたわけなんです、その行財政改革は何年間に実施されてこのような状態になってきたか、その説明が必要だと思いますし、もう一つは、定員と実員数との乖離です。その乖離が大きくなってきたから今回このような形で提案されてきたというふうに私は思うんですが、その乖離がどの程度乖離してくればこういう形で議案を提出してくるのか、この2点が不明確なので、明確にしたいと思います。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）行財政改革に伴う職員の削減の経緯でございますけれども、平成14年から平成17年度にかけまして27人、11%の削減をしております。それから、平成17年度

から集中改革プランにおきまして197名にするという計画を立て、現在195名でございます。これは、この調査の上では教育長を含むという数字でございます。

それから、どれぐらい乖離したら定数を改正するかということでございますけれども、今見ていただきますと、15人もしくはそれぐらいの程度の乖離でございますけれども、これから事務事業が、大きくは変わりませんかもわかりませんが、いろいろ福祉保健部門の充実はしてきております。人数も増えてきております。今後それがどのように推移するかわかりませんので、当面はこのままでおりまして、特に30も40も離れるようなことがあればまた改正させていただくというものでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）今、乖離の人数を言われたんですが、母集団、要するに定員数が減ってくれば、人数で表現すると非常にまずい状態になります。定数が減ってくれば、今、人数で表現されたんですが、基本的には乖離率、率で表現して。先ほど見せていただくと、15%程度の大きな乖離が生じているわけですね。なぜ早目にこの定数改正をされなかったのか、こういった点を疑問に感じるわけです。やっぱりある程度の乖離が大きく生じたときには直ちにこういった定数条例は改正する必要があるという形で今回出されておると思うので、乖離率がどの程度なのかというのを先ほどお伺いしたわけなんです、いかがですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）今の率については特に定めておりませんが、実際数年をかけて乖離していくわけでございます。ですから、特に職員の事務事業に対する職員数の上限を定めるものでございますから、ある程度の余裕は持った定め方をさせていただきたい。ただし、非常に将来需要が起きてこないような状況であれば削減する。ちょっと率では申しにくいところがございます。いっぱいいっぱいの定数を定めるという方法もございますけれども、なかなかフレキシブルに対応できないということがございますので、こういう定め方をさせていただいております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）今説明した中に、実員数というのは現実にはここへ起きてきているわけですね。例えば町長の事務部局では157名という実員数が出てきているわけですね。それに伴ってある程度の幅を見ながら定員を決められると。これは私自身も理解できているわけです。それが大きく変化して定員をオーバーするようなことがあるということになれば

ば条例が非常に問題になってきますので、危惧するところがあるわけなんです、今後そういった乖離がどの程度生じたら改正を必要とするということはある程度やっぱり予測というか、予定されておかないといけない問題だと私は思いますので、今後その点をしっかり議論されて研究していただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。私はこの問題は、先ほど総務部長が言われました集中改革プラン、これは小泉構造改革で公務員も削減せにゃいけんということで国が強制的に地方へ押しつけてきたものだと思うんですけども、こういうふうな中でこの集中改革プランというのは、2009年ですか、これで終わっておるはずなんですよね。こういうふうな削減、削減できたら、やはり公務員と、今、民間もそうなんですけれども、民間の場合だったら、正社員はなくて期間工とか派遣というふうな形で雇用がますます悪くなってきて、民間が削減するから公務員も減らす、また、公務員を減らしたから民間というふうな格好になって、雇用環境というのは非常に悪くなってくると思うんです。こういうふうな問題について、小泉構造改革のずっと負の流れなんですけれども、こういうところを町長はどういうふうに考えておられますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）我々のまちは我々が守る、そういう観点から、時の流れと社会情勢とか経済情勢を判断して、我が町にはどのぐらいの定員で、どのぐらいの仕事量があるということを総合的に判断して今回出させていただいておりますので、小泉改革が何ということとは我々は眼中に入っていないので、我がまちは我がまちで守るという観点でやっております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）私は一般質問でも申しましたが、町長の答弁では、空洞化にならないような職員のあれじゃから定数削減はされないと。今は考えていないという答弁でしたが、私は、皆さんに反論すると思われてもいけませんが、反論じゃなしに、この不景気な世の中、企業も一生懸命努力しておられますので、健全な財政をやっていく上でやっぱり削減も必要。空洞化にならないように、優秀な職員を採用して。だから、私は健全な財政にするためには職員の削減は必要じゃと思う。その代わり優秀な職員を採用して、空洞化にならないように、それ以上の目的を持ってやればいいことであって、今の不景気な世の中、企業も努力されているから、私はやっぱり町政もそういう努力は必要だと思います。

いますが、その点に対してどうですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）おっしゃるとおりでございます。今年度も職員を12名採用いたします。

退職者も多うございますけれども、どんどん新しい人材を登用して、空洞化にならないように継続してまいります。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。過去こうやっていろいろ定数の削減ということで、いわゆる事務の効率化とか経費の削減ということで人員を減らしておるんですが、実際に私が見る限りは人件費の総額、これが減っていないように思うんです。ですから、これが実際臨時職を含めた、正職員をどんどん減らしていくんだから、今言われる経費の削減等、当然その方に活かされていくべきであろうと、こういうふうに思うんですが、一方で臨時職をどんどん入れて逆に人件費が増えておるような気がするんですが、実際はどうなっておるのか、その辺の説明を願いたい。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）平成19年度と14年度の比較でございますが、3億4,600万円、これは一般会計の決算の中での状況は減っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今も説明があったように、これが2回目だから、なぜ14年度を対象にしたのかわかりませんが、そういう説明を聞くのなら、17とか18とか、あるいは20がもう出てるはずですから、今度はそれと22とどれぐらい変わっていくのか、これぐらいの説明を願いたいと思うんですが。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）申し訳ございません。平成21年度と22年度の当初で比較させていただきます。人件費の総額で1,525万円、約0.9%の減額でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）続いて、それじゃ、今の関連で聞きますが、20名の削減で実数の差もあるわけですが、資料4の2ページだったか、実質が、定数が197だったかね。190が157か、実数が。そういうことで、ここは20は書いておりませんが、なぜか平成2年から一気に平成21年まで飛んで表が出ておるわけですが、それはいいです、今のは。21と22、単純に今の数でいきますと20人減るわけですが、実質はどれぐらい減って1,500万円に

なるのか。1,500万円だけを計算すると、漠然と職員2名ぐらいなんですよね。その理由とあわせてお願いしたい。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）職員の人数については変更はございませんが、高齢者が退職し、若い職員が入るということで、その給与差額がそういう形で出ております。

○議長（久留島）ほかに質疑。住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。この定数と実数の比較表を見て、町長の事務部局部門、差が13名ということがございます。確かに行財政改革で職員の削減も必要でしょうけれども、それによって住民サービスが低下すれば、今度はだれのための行財政改革なのかということも出てくるんじゃないかと思うんですよ。以前の議会で確か職員の時短をやったかと思うんです。その際に確か佐中議員から住民サービスが低下するんじゃないかという質問に対して、あのときは確か副町長が答弁されたんじゃないかと思うんですが、住民サービスが低下しない方法を時短の施行期日までに検討すると。またその後、西山議員からの質問でフレックスタイム、時差出勤を導入したらどうかということに関しても、その辺を含めて検討するという答弁がなされたと記憶しております。これを見ますと、実数の差が13名。先ほどの答弁にもありましたように、福祉保健部門で増やすかもしれない。そういった部分をひっくるめて、前の議会においての住民サービスが低下しないまま時短を行うと。それに伴う検討をすると。それが果たしてこの13名の枠内で本当にできるんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）勤務時間の短縮のときに申し上げました対応策というところでは、職員の人数を増やすという策ではなしに、電子化とかそういったような別な手法というところを拡大することによって、住民サービスの低下を招かないように現在検討しております。一例で申しますと、インターネット等を使って住民票その他の申請ができるようにするとか、そういったような、人員に頼らない手法であれしていこうと思っておりますので、今後例えば福祉事務所、そういったところの業務量を考えたときにも、現在の余裕があればこの枠内で対応できるものと考えております。それと、当面は、先ほど総務部長が答弁しましたように、特に実数を増やすことなく住民サービスに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第3号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、第4号議案、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第4号議案、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を容易にするため、育児短時間勤務制度を新設することとなったことから、関係条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）第4号議案、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の6ページをお開きください。あわせて、資料5の職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表及び資料6の職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の概要をご覧ください。職員の育児休業等に関する条例等の一部改正でございますが、複数の条例を1つの条例で改正することから、職員の育児休業等に関する条例を第1条の中で、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を第2条で、また職員の給与に関する条例を第3条で改正するよう整理を行っております。改正の内容でございますが、主に資料6の職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の概要でご説明いたします。改正の趣旨としては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことにより、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度等を新設、及び部分休業の承認要件の緩和等が行わ

れたことを受けまして、条例の改正を行うものでございます。

3の改正の主な内容でございますが、図であらわしていますように、改正後新たに育児短時間勤務の制度を設け、対象となる子が小学校就学の始期に達するまで取得できるようにするものでございます。あわせて、部分休業についても、対象となる子が小学校就学の始期に達するまで取得できるようにするものでございます。

次に、それぞれ個別に改正する条例についてご説明いたします。職員の育児休業等に関する条例では、アとして、育児短時間勤務の勤務形態を定めております。これは地方公務員の育児休業等に関する法律で定められているものでございますが、4つのパターンがあり、選択できるようになっております。①は、月曜日から金曜日まで毎日出勤し、1日3時間55分、週で19時間35分勤務するものでございます。②は、月曜日から金曜日まで毎日出勤し、1日4時間55分、週で24時間35分出勤するものでございます。③は、月曜日から金曜日までのうち3日を出勤し、1日7時間45分、週で23時間15分勤務するものでございます。④は、月曜日から金曜日までのうち3日を出勤し、7時間45分勤務する日が2日、3時間55分勤務する日が1日で、週19時間25分勤務するものでございます。また、イとして、育児休業は再度の取得はできませんが、再度の育児休業を取得することができる特別の事情として、病気等による長期の療養で育児休業等の承認を取り消された後、回復した場合や配偶者の病気や別居など育児休業等を終了した時点では予測できなかった事態により、子どもの養育に著しい支障が生じた場合等を規定し、条件の緩和を行っております。ウとして、育児短時間勤務制度及びこの制度の新設に伴う短時間勤務制度の導入により育児短時間勤務に係る期間について、職員の業務を処理するため代員の必要があると認めるときは、短時間勤務職員を採用することができる」と規定しております。エとして、部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子まで引き上げるものでございます。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、アとして、育児短時間勤務に伴う代員としての短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を31時間までの範囲内として規定しております。イとして、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りについて規定しております。ウとして、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に超過勤務命令をすることができる場合を公務運営に著しい支障があるとして規則で定める場合に限定しております。

次に、職員の給与等に関する条例では、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の

給料、時間外手当等についての計算方法について規定しております。

その他、今回の育児休業等に関する条例改正に伴い、各条例の条文の整理等を行っております。この条例の施行期日は平成22年4月1日からでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）議案の6ページ、今回、女性にとっては子育てに専念できる一つ改善された条例改正だと思うんですけども、この追加になったことの育児休業等計画書の提出によって、これをとりうと思えばとれるという、計画書提出ということがありますけれども、これはおおむねとりうとする前いつまでに提出すれば、この制度がまず利用できる制度であるのか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）この制度につきましては、1カ月前までに所属長等を通して申し入れをするということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）こういう方がいる担当の部課係の方はそれだけ事業が、事務量が忙しくなっていくわけですけども、そのときの対応はどのようにお考えになっていますでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）この場合、先ほども説明しましたとおり、育児短時間勤務をされるところにつきましては、職務上どうしても必要な場合は短時間勤務の臨時職員等で対応できるような形がとれるということになっております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）とれるじゃなくて、絶対とられていくのかどうかをお聞きしたかったんですが。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）現在の育児休業についても、育児休業取得者のところにつきましてはそういう職員を配置しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。先ほど女性にとって有利という発言がありましたが、

これは男性でも該当するんだと思うんですが、その辺を確認したいと思うのと、1つ例で言いますと、両親が交通事故で亡くなるとか、あるいは病院に入るとかした場合の対応としてはこの制度ではどのように扱うのか。もう一つ、7ページの臨時職員という、非常勤職員ですね、この意味がよくわからないので、この意味を解説していただきたいというように思います。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）この制度につきましては、子どもの両親が負傷等をした場合はこの制度の対象とはなりません。その子どもを養育するために休んだ場合にとる処置でございます。それと、男性はもちろんこれはとることができます。それと、第8条のことだと思うんですが、非常勤職員等、これは育児休業の対象となる職員ということで、これはあくまでも正規の職員を対象とした制度でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第4号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。

それでは、暫時休憩いたします。再開は10時25分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時10分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第8、第5号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算、日程第9、第6号議案、平成21年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第10、第7号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を一括議題といたします。町長より提案理由

の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第5号から第7号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算外2会計補正予算。第5号議案から第7号議案までを一括してご提案申し上げます。第5号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算につきましては、公共下水道事業特別会計及び国民健康保険特別会計における収支不足を補てんするための繰出金の増額や、中店小学校線道路改良事業費の増額などの予算措置を行うものでございます。次に、第6号議案、平成21年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、景気の低迷による公共下水道使用料収入の減額や、これに伴う収支不足を補てんするため、一般会計繰入金の増額などの予算措置を行うものでございます。次に、第7号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、医療費の増加による医療給付費の増額や、景気低迷による保険税収入の減額、これらに伴う収支不足を補てんするため、一般会計繰入金の増額などの予算措置を行うものでございます。内容につきましてはそれぞれの担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）第5号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料7の平成21年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。このたびの補正は、各事業における入札執行残や額の確定などによる事業費の減額を行ったり、給与改定による減額や、共済負担金の率の変更などに伴う共済組合負担金の増額など、職員給与費事業費の増減を行っておりますが、件数が多くございますので、これらの部分については説明を省略させていただき、その他の補正につきまして事業ごとに説明させていただきます。

それでは、資料の11ページをお願いします。総務費の総務管理費の人事管理費の人事管理一般事務事業につきましては、広島県市町総合事務組合普通負担金及び広島県派遣職員負担金が見込みを上回ったため、307万7,000円増額するものでございます。12ページをお願いします。企画費の役場庁舎移転事業につきましては、新庁舎の建設候補地が決定しなかったことから、基本計画策定に着手できなかったため、441万円を減額するものでございます。なお、同額を平成22年度当初予算に計上しております。次に、電算管理費の電算システム管理事業につきましては、平成22年度新規採用職員等のパソコンを整備するため、78万1,000円増額するものでございます。

13ページをお願いします。民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の上下水道使用料減免事業につきましては、対象者が見込みを上回ったため、33万1,000円増額するものでございます。14ページをお願いします。老人福祉費の介護保険繰出金事業（法定負担）につきましては、介護保険特別会計における保険給付費の増額補正に対する法定負担分の繰出金として385万3,000円増額するものでございます。次に、介護保険繰出金事業（その他）につきましては、後ほど歳入でご説明いたします介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金を主な財源として759万3,000円増額するものでございます。次に、心身障害者福祉費の心身障害者福祉一般事務事業につきましては、平成20年度障害者自立支援給付費等負担金の確定に伴う返還金として26万9,000円増額するものでございます。次に、福祉医療費の福祉医療費給付事業につきましては、平成20年度福祉医療費補助金の額の確定に伴う返還金として17万5,000円増額するものでございます。次に、国民健康保険費の国民健康保険繰出金事業（保険基盤安定分）につきましては、国民健康保険税の軽減世帯の増加に伴う法定負担分の繰出金として269万円増額するものでございます。次に、国民健康保険繰出金事業（その他）につきましては、国民健康保険特別会計における収支不足を補てんするための特例措置としての繰出金を主として2億1,260万円増額するものでございます。15ページをお願いします。民生費の児童福祉費の児童福祉総務費の子ども手当等支給事務事業につきましては、平成22年度から子ども手当が創設されることに伴い、子ども手当システムの構築が必要となったため、488万3,000円増額するものでございます。次に、保育所費の保育所一般事務事業につきましては、平成20年度保育所運営費負担金の額の確定に伴う返還金として151万8,000円増額するものでございます。16ページをお願いします。民生費の生活保護費の生活保護総務費の生活保護一般事務事業につきましては、平成20年度生活保護適正実施推進事業補助金の額の確定に伴う返還金として8万9,000円増額するものでございます。次に、扶助費の生活保護費給付事業につきましては、保護世帯が見込みより増加したことなどにより2,419万1,000円増額するものでございます。

17ページをお願いします。衛生費の保健衛生費の保健センター総務費の精神障害者社会生活助成事業につきましては、申請が見込みを上回ったため、159万2,000円増額するものでございます。次に、予防費の精神保健福祉事業につきましては、利用者が見込みを上回ったため、97万円増額するものでございます。

20ページをお願いします。土木費の道路橋りょう費の道路新設改良費の三迫二丁目地

内道路整備事業につきましては、平成21年度当初予算に計上した工事に関連して追加工事の必要が生じたため、300万円増額するものでございます。次に、土木費の都市計画費の都市計画総務費の公共下水道繰出金事業（基準外）につきましては、公共下水道事業特別会計における収支不足を補てんするための特例措置として5,198万円増額するものでございます。21ページをお願いします。街路事業費の中店小学校線道路改良事業につきましては、平成21年度当初予算に計上した事業については、執行残として703万8,000円減額しますが、新たに国の地域活力基盤創造交付金を活用して事業を推進するため、2億6,000万円増額するものでございます。次に、新開蟹原線道路改良事業につきましては、年度内の用地取得が困難となったため、1億6,594万1,000円減額するものでございます。次に、土木費の河川費の砂防費の急傾斜地崩壊防止事業につきましては、県事業負担金に追加の必要が生じたため、150万円増額するものでございます。

22ページをお願いします。消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員退職報奨金の増額と出動手当の減額を合わせて2万8,000円減額するものでございます。

24ページをお願いします。公債費の利子の町債利子償還事業につきましては、町債利子が当初見込みを上回ったため、148万4,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いします。まず、1ページ初めの町民税から2ページの入湯税にかけましては、収納見込み額により、それぞれ増減を行っております。次に、2ページの地方譲与税から4ページの地方特例交付金にかけましては、額の確定などにより、それぞれ増減を行っております。その他、このたびの補正は、各歳入費目における額の確定や収納見込みなどによる増減や、歳出での事業費の増減に伴い、その特定財源となる国庫支出金などの増減を行っておりますが、件数が多くございますので、これらの部分については説明を省略させていただき、その他主要な補正につきまして、費目ごとに説明させていただきます。

それでは、4ページをお願いします。地方交付税の普通交付税につきましては、9月補正時にご説明いたしましたが、9月補正段階で国民健康保険特別会計において収支不足が見込まれるといった不安定要素があったため、内部留保させていただいておりましたものを、このたび1億1,046万4,000円増額するものでございます。

6ページをお願いします。国庫支出金の国庫補助金の民生費国庫補助金の子ども手当準備事業費補助金につきましては、歳出でご説明いたしました子ども手当システム構築

業務に対する100%補助として488万3,000円増額するものでございます。次に、土木費国庫補助金の中店小学校線道路改良事業費交付金につきましては、歳出でご説明いたしました中店小学校線道路改良事業費の増額補正の特定財源として1億4,190万円増額するものでございます。次に、都市防災推進事業費国庫補助金の地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、このたび国から限度額の提示があったことから、防災行政無線整備事業費の特定財源として5,200万円増額するものでございます。

8ページをお願いします。財産収入の財産売却収入の不動産売却収入につきましては、三迫一丁目地内の未利用地が売却できたことなどから、2,580万1,000円増額するものでございます。

9ページをお願いします。繰入金の基金繰入金の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、歳出でご説明いたしました介護保険特別会計繰出金の特定財源として775万3,000円増額するものでございます。

次に、繰越金の前年度繰越金につきましては、先ほどご説明いたしました普通交付税と同様に、内部留保資金としていたものをこのたび2,096万5,000円増額するものでございます。

10ページをお願いします。次に、町債の土木債の道路整備事業債につきましては、中店小学校線道路改良事業費及び新開蟹原線道路改良事業費の精査により、合わせて5,200万円減額するものでございます。次に、都市計画事業債につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業費及び広島市東部地区連続立体交差事業費の精査により、合わせて3,980万円減額するものでございます。次に、消防費の消防防災施設整備事業債につきましては、防災行政無線整備事業費の精査により5,480万円減額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第5号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,846万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億3,543万円とするものでございます。

次に、議案8ページの第2表 繰越明許費補正についてご説明いたします。民生費の児童福祉費の子ども手当等支給事務事業につきましては、子ども手当システムの構築業務について、年度内に完了が見込まれないため、488万3,000円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、土木費の道路橋りょう費の町道6号線2工区整備事業につきましては、用地購入の契約が年度末に延びたことにより、工事について年度内の

完了が見込まれないため、300万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、三迫二丁目地内道路整備事業につきましては、用地購入の契約が年度末に延びたことにより、工事について年度内の完了が見込まれないため、750万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、都市計画費の広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、事業用地の取得において、一部、年度内の物件移転の完了が見込まれないため、事業主体の広島県の繰り越し手続きに合わせて60万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、中店小学校線道路改良事業につきましては、このたび補正予算で追加計上した事業について、年度内の完了が見込まれないため、2億6,000万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、河川費の寺迫二丁目6地区急傾斜地崩壊対策事業につきましては、事業の年度内の完了が見込まれないため、事業主体の広島県の繰り越し手続きに合わせて350万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。

9ページをお願いいたします。第3表 地方債補正についてご説明いたします。このたびの補正で、9ページから10ページにかけて、変更を5件計上させていただいております。内容につきましては、歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で平成21年度海田町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（野間）続きまして、平成21年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料10の平成21年度補正予算説明書に従いまして、歳出から説明いたします。それでは、資料の3ページをお願いします。総務費の総務管理費の一般管理費の職員給与費事業につきましては、人件費の整理を行いまして、27万2,000円増額するものでございます。次に、公共下水道事業受益者負担金賦課徴収事業につきましては、一括納入の方が増えたことにより、前納報奨金を10万3,000円増額するものでございます。次に、一般管理一般事務事業につきましては、入札執行残及び額の確定等により整理いたしまして、549万円減額するものでございます。次に、事業費の下水道事業費の公共下水道整備費の公共下水道整備事業につきましては、下水道本管の布設位置の変更や布設方法等を変更したことにより移設箇所が減ったことで、1,500万円減額するものでございます。次に、公共下水道管理事業につきましては、執行残の整理を行い、300万円減額するものでございます。4ページをお願いします。東部浄化センター維持管理事業

につきましては、東部浄化センターへの流入水量が増加したことにより負担割合が増えましたので、維持管理負担金を1,500万円増額するものでございます。また、広島市公共下水道事業につきましては、事業費の精算により700万円減額するものでございます。次に、公債費ですが、償還額の確定により、元金につきましては18万8,000円減額し、利子につきましては4万8,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。1ページをお願いします。分担金及び負担金の事業費負担金の下水道事業受益者負担金でございますが、当初見込みより賦課面積が増となったことと、一括納入の方が多かったことにより、300万円増額するものでございます。次に、使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、今年度は、新規大型企業分の使用料は見込み以上の増加になったものの、長引く景気の低迷の影響から、その他事業所分の使用水量が思うほど伸びず、また、一般家庭においても節水されている傾向が見られ、当初見込みを大幅に下回るといった状況になったため、4,722万2,000円減額するものでございます。次に、繰入金の一般会計繰入金でございますが、ただいま説明いたしました下水道使用料の大幅な減額に伴いまして、このままでは収支不足を生じますので、これを補てんするための特例措置として5,198万円増額するものでございます。繰越金につきましては、前年度決算における繰越額の未計上分48万7,000円を増額するものでございます。次に、町債の下水道事業債ですが、事業費の減額に伴いまして流域関連公共下水道事業債を1,690万円、また、資本費平準化債の借入額が確定したことにより660万円、合わせて2,350万円減額するものでございます。

続きまして、議案について説明いたします。第6号議案をお願いします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,525万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,549万円とするものでございます。3ページをお願いします。第2表 地方債についてご説明いたします。このたびの補正で変更2件を計上させていただいております。内容につきましては、歳入で説明いたしましたので、省略させていただきます。以上、平成21年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第7号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料11の平成21年度補正予算説明書によりご説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたしますので、5ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費のレセプト点検事業115万円は、レセプト点検に係る手数料単価と審査件数が当初見込みを下回るため、減額するものでございます。また、一般管理一般事務事業の消耗品費29万3,000円は、被保険者向けの制度周知用のパンフレットにつきまして、当初に比べ単価の低いものを購入したことなどにより減額するものでございます。通信運搬費134万4,000円は、保険証の更新交付の郵送を配達記録郵便から普通郵便に切りかえたことにより減額するものでございます。電算委託料につきましては、70歳以上の一部負担金の凍結措置が1年延長されたことによるシステム改修のため、15万8,000円増額するものでございます。

次に、保険給付費の療養諸費の1目一般被保険者療養給付費から4目退職被保険者等療養費までは、医療費が増加し、予算に不足を生じるため、負担金補助及び交付金をそれぞれ3,960万3,000円、2,581万5,000円、43万8,000円、60万6,000円増額するものでございます。次に、6ページの保険給付費の高額療養諸費の一般被保険者高額療養費の負担金補助及び交付金667万8,000円は、一般被保険者に係る高額療養費が増加し、予算に不足を生じるため、増額するものでございます。退職被保険者等高額療養費の負担金補助及び交付金296万4,000円も、一般被保険者の場合と同様に増額するものでございます。一般被保険者高額介護合算療養費の負担金補助及び交付金10万8,000円は、一般被保険者の1年間の医療と介護保険の自己負担の合算額が限度額を超えた額に対し支給するもので、予算に不足を生じるため、増額するものでございます。退職被保険者高額介護合算療養費の負担金補助及び交付金11万2,000円も、一般被保険者の場合と同様に増額するものでございます。次に、7ページの保険給付費の出産育児諸費の出産育児一時金の負担金補助及び交付金151万5,000円は、出産件数が当初の見込みを下回るため、減額するものでございます。

次に、保健事業費の特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業費の委託料627万2,000円は、特定健康診査の受診者数が当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。国民健康保険税の国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分1,686万1,000円、後期高齢者支援金等分現年課税分464万7,000円、介護納付金分現年課税分449万6,000円は、景気低迷による収納額の低下が見込まれるため、減額するも

のでございます。また、医療給付費分の滞納繰越分524万4,000円、後期高齢者支援金等分滞納繰越分129万9,000円、介護納付金分滞納繰越分53万3,000円は、収納額が当初見込みを上回るため、増額するものでございます。次に、退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分現年課税分662万7,000円、後期高齢者支援金等分現年課税分205万2,000円、2ページをお願いいたします、介護納付金分現年課税分211万7,000円は、景気低迷による収納額の低下が見込まれるため、減額するものでございます。また、医療給付費分滞納繰越分10万2,000円、後期高齢者支援金等滞納繰越分10万5,000円は、収納額が当初見込みを上回るため、増額し、介護納付金分滞納繰越分5万3,000円は、収納額が当初見込みを下回るため、減額するものでございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金の療養給付費等負担金の現年度分1,532万9,000円は、一般被保険者の医療費に対する負担金の額が見込みを下回るため、減額するものでございます。次に、国庫支出金の国庫補助金の財政調整交付金の財政調整交付金5,396万2,000円は、普通調整交付金については市町の財政能力を考慮して配分される交付金の額が見込みを下回るため、また、特別調整交付金については特別な事情である原爆被爆者に係る医療費に対する交付金の額が見込みを下回るため、普通調整交付金3,405万6,000円、特別調整交付金1,990万6,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、3ページの療養給付費等交付金の療養給付費等交付金の療養給付費等交付金の現年度分5,609万9,000円は、退職被保険者の医療費に係る交付金の額が当初見込みを下回るため、減額するものでございます。

次に、繰入金の一般会計繰入金の一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金269万円は、国保税の軽減世帯が当初見込みより増加したため、増額するものでございます。出産育児諸費繰入金101万4,000円は、出産件数が当初見込みを下回るため、減額するものでございます。財政安定化支援事業繰入金472万2,000円は、交付税措置による支援額が当初見込みより増加したため、増額するものでございます。次に、一般会計繰入金につきましては、国民健康保険税の減収及び国庫補助金等の歳入減により、このままでは収支不足を生じますので、これを補てんするための特例措置といたしまして2億1,054万9,000円を増額し、事務費繰入金につきましては、総務費の歳出減により165万7,000円減額するものでございます。次に、繰入金の基金繰入金149万9,000円は、医療費に不足を生じるため、基金から繰入れるものでございます。

4ページをお願いいたします。次に、繰越金の繰越金120万9,000円は、前年度の繰越

金を財源調整のため予算化したものでございます。

次に、諸収入の延滞金・加算金及び過料の一般被保険者延滞金200万円は、延滞金の額が当初見込みを上回るため、増額するものでございます。次に、諸収入の雑入の一般被保険者第三者納付金87万円は、12件の交通事故による第三者加害による損害賠償金を増額するものでございます。

次に、議案についてご説明いたします。それでは、第7号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,590万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億1,747万6,000円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）一般会計の補正予算の分ですが、こっちで言うたら20ページ。資料9で言うたら……。資料9で説明をお願いしましょうかね。長さ40メートル、幅6メートルとして工事箇所が示してありますが、20年度から再々、工事をやりかけてはやめ、今のくいを打って針金が張ってあったり何じゃかんじゃしますが、この全体の計画をどのように考えておられるかが第1点目。

それから、今この箇所がかいてあります、私は今ピンクで塗っていますが、今後は残りの箇所をどのようにされるか。まずその2点だけ説明を詳しくお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず、第1点目のこちらの全体計画でございますが、全体計画は100メートルで予定しております。現在のこちらの40メートルと、あと町道6号線の未改良部分のところの60メートル、合わせて100メートルを予定しております。

次に、2点目の今後の予定なんですが、一応こちらの用地買収のめどがつきましたので、今回補正で上げさせていただいた40メートルとあわせて、この100メートルを来年度中に供用開始するという予定でございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）私は何回も言いますが、用地買収は第三者、他人があつてのことです。ですので、計画のときになぜそれをしっかりとやらないのか、それを再度。それから、私が言うのは、町内にいろいろ道路がありますが、第三者がおられて用地を取得というか、寄附してもらわにゃいけん、購入もせにゃいけん。寄附の方が財政的にはいいんで

すが。なぜその根拠というものをはっきり前もってされないのか、そこの行政のあり方をお願いします。

その同じことであって、この中店小学校線の資料がありますが、今、斜線、平成21年まで購入で、全延長区間が263メートル、幅が16メートルと書いてありますが、これの今の予算化した予算で済むところは、263メートルが皆、用地買収は完了するか、そのところをもう一度お願いします。2点だけ。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）1点目の用地買収の件でございますが、今後できる限り地権者の方にご協力いただいて、早い時期に道路の方が供用開始できるように精いっぱい取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）中店小学校線の用地につきましては、この区間の一部の用地を買収または移転補償するという補正予算でございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）私がさっきも言うたように、詳しく説明してもらわなかったら。263メートルあって、斜線部分が21年度までに購入と。あと残りが何%残っておって、今回の予算でどの程度やられるかということが全然これを見てもわからんのよ。だから、あとのこれが何%で、今度やられるのが全体の何%、21年度までに購入したのが全体の何%と説明してもろうたらわかるんです。そこのところをもう1回追加でお願いします。わかればね。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）今、用地と事業費とでのパーセンテージを用意しておりませんので、また後ほど提示したいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。最初に議長にお尋ねしますが、3つ議案が提案されておるんですよ。本会議は3回しか質疑ができませんが、その範囲の中でやれということですか。それでやれということですか。

○議長（久留島）3回でお願いします。

○15番（佐中）わかりました。じゃ、ようけあるから、全部言わにゃいけん。1つは一般会計、基地交付金が減額になっておるのが、通常であったならば公的なそういう資料

が出てくるわけですが、これはなぜ基地交付金が減額になったのか、お尋ねいたします。

それから、続いて一般会計10ページですが、東部地区連続立体交差事業3,850万、これは精査によるというのがありましたけれども、具体的にはどういうことになっておるのか、お尋ねいたします。

続いて、歳出に行きますが、庁舎の移転事業441万、簡単でもいいですが、なぜこんな状況になるのか、その理由ですね、どこに問題があるのか、お尋ねいたします。

続いて、15ページ、国保の特別会計2億1,260万収支不足でというのがありますが、国保を一緒に上程されておるから、一緒にやってもいいんですけども、入ってくるのは少なく、しかもその理由が、景気が低迷しておる、しかし医療費はどんどん高騰するということになれば、国もなかなか財源を出してくれないということになると、負荷は町民にかかるわけですね。これのやり方というんですか、今後どうなっていくのか、これをお尋ねします。

それから、同じく20ページですけれども、公共下水道の5,198万、これも資金不足というのがありますけれども、なぜこういう結果になって一般会計からの持ち出しがこういう会計処理をしなければならないのか。最終的には、それじゃ、どうなるのか、お尋ねいたします。

続いて公共下水道、先ほど言いましたが、これは飛ばします。

国保による、これは1、2、3と、景気悪化によるというのがありますが、先ほどと同じような質問ですが、今後将来どういう方向でこの問題を解決する方向でいくのか、お尋ねいたします。これも補てんが2億一千何ぼここへ計上されておりますが、先ほどの分とあわせてお願いいたします。

それからもう一つは、国保の6ページに、これも高額療養費ですね、1、2、3、4と、不足するので、これだけ補正をする、予算が不足を生じるというのがありましたけれども、何かこの予算書をずっと見ると、下水道にしたって国保にしたって、非常に将来にわたって大きな影響を与えるような補正予算の中身なんですね。これをそれぞれ説明していただきたいというように思います。以上です。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）まず、基地交付金の減額理由なんですけれども、実はこの明細が来ておりませんで、前にもご質問があったかと思うんですが、そのときにもお答えしておりますとおり、これは国からの指示額でございます。その配分システムが、国の方で総

額を決められ、各基地について、そのついた予算を利用状況に応じて配分されてまいります。その指数そのものがわかりませんので、私の方では把握することはできません。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）連立の負担金の減ということですが、用地買収の費用の減ということで、まだ幾分かなりの地権者もおいでで、難航しているところもあります。そういう意味で、県で鋭意努力はされておりますけれども、なかなか契約に至らない部分がありますので、それを最終的に精査して減額するということになっております。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）庁舎の基本計画の委託料の減の件でございますが、今までご説明しておりますように、駅南口東街区を候補地にという我々町執行部のご提案がなかなかご理解いただけなくて候補地が決定しなかったということで、基本計画の発注を見合わせたものでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）国保と公共下水道につきましては私からご答弁させていただきます。まず、国保の今後の見通しでございますが、おっしゃられましたように、現在の制度では海田町にとっては非常に今後も厳しいことが続くと思っております。そのため、今回もこのような形で収支不足について一般会計の繰り出しという形で対応いたしますが、この状況は来年度も同じことになると思っておりますので、これはまた当初予算のときにご説明いたしますが、同じように見込まれる収支不足につきましては、国保税で対応するのではなく、やはり一般財源で対応させていただきたいと。その後につきましては、まず1点としましては、経済状況を見ながら国保税をどうするかという議論もいたしますが、あわせて、やはり制度上の問題があるのではないかとこのところにつきまして県・国に要望してまいりたいというふうに考えております。

2点目の公共下水道につきましても、公共下水道の場合はまだ計画の100%稼働になっていないということから、理論的にも一定程度は一般会計からの繰り出し、これは従来もしておりました。しかしながら、先ほど下水道課長から説明しましたように、企業、それから一般住民の方も、やはりそれぞれの家計なり企業の利益というものを考えられたときに、節水に相当努められております。これは上水道、下水道、両方に顕著にあらわれておりまして、その部分につきましては、これも本来使用料をどうするかということを考えなければいけないわけですが、ここもこの今の景気ということを考えてときに

は、まずは当面は一般財源で手当てをするしかないのではないかと。これは同じように来年度も一般財源で手当てをするという方向で考えております。それ以降につきましては、やはり今後の収支がどうなるのかというところを考えながら、これも使用料の見直しも視野に入れますが、そのときの景気その他で考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、続いて再質問させていただきますが、東部立体交差事業3,850万、これは精査によるというのがありましたが、私を感じるのに、国の事業仕分けのもとでなかなか広島市や県が財政に融通が起きないと。今までの計画どおりはできないという影響があつてのこういう精査によるのではないかというように思うんですが、その辺はどう関係しておるのか、お尋ねいたします。

もう一つ、国保と下水道、来年度も、次もその次も同じような状況が起きると思うんです。こうなると町民は、収入が非常に景気の低迷によって悪化しておる。しかも年金も削られる。逆に持ち出しはどんどん重なっていく。私は一般質問していますから、そこは詳しくは言いませんけれども、何らかの方法を打たんかったら、もう地方自治体の役割がなくなってしまうという気が私はするんです。その対応の仕方を、どうやって乗り切るのか、そのところだけお尋ねしておきます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）連立関係ですけれども、先ほど説明しましたように、用地の購入の執行残ということで私の方は連絡を受けております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）国保と公共下水道についてでございますが、繰り返しになる部分もございますが、来年度につきましては制度改正要望その他が間に合いませんので、まずは町の一般会計で繰り出すということで対応したいと思っております。再来年度以降につきましては、これは海田町ではどうしようもない制度上の問題も含んでおると思いますので、その点につきましては具体的にどの部分について改善してもらえれば海田町の国保会計、それから下水道会計が安定したものになるのかということを検討いたしまして、ともに県及び国に対してそういった制度要望、特に交付税でどこまで算入するかとかそういった、それから、それぞれの今度は国からの支出、こういったようなものについて問題提起をし、さらには、これは近隣の市町も同じ状況になっておりますから、町村会

もしくは市長会その他との連携によって、海田だけでなしに、そういった連携によって
もこれは制度要望というものを要望してまいりたいと。当然に私どもでどうこうできる
問題ではございませんので、当面、我々が要望する制度が成り立つまでは、景気の状態
を見ながら、現在の景気が続けば一般会計からの繰り出しが続く可能性もあるというふう
に判断しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）最後に確認のためにお尋ねしますが、国保と下水道、これだけ一般会計
から持ち出しをする。年度末で締めるわね。5月31日に出納閉鎖しますわね。会計の処
理は結果的にはどうなるんですか、それをお尋ねします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）今回の一般会計からの繰出金の増額により収支の不足を補てんする
ということでございますので、決算上では赤字決算にはならず黒字の決算になるというふう
なことでの今回の措置をさせてもらっております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）8番、西田です。議案の5の歳出を見させていただきますと、一般会計と下
水道と国保の会計、これに関しての議案が同時に提示されていますので、関連している
ことだと思いますが、5ページのところから順次見ていきますと、プラスになっている
のが社会福祉費、これは2億2,000万、それから生活保護費2,400万、6ページのところ
へ行きますと都市計画費8,500万というのがプラスと。この額が非常に大きな額、特に
国保への繰入金の額が非常に大きいと。ここでまず確認したいのは、下水道、また国保、
これにかかわる経常分に関しての歳入が減ってきているという大きな問題。だから、一
般会計の財布じゃなくて下水道の財布、特会の財布ですね、それから国保の財布、その
財布の中身が、収入がものすごく減ってきている。その影響に基づいて一般会計の財布
から下水道、国保にお金が実際に繰り出されているわけですね。この経常分という仕分
けをまずきっちりしないといけない。今回一般会計から国保へ出される、下水道へ出さ
れる、これは臨時的なものというふうに私は思えるんですが、そこらの要するに仕分け
がどのようになされているのか、それが第1点。

それから、ここで大きな問題点は、先ほど副町長が答弁されたんですが、一般会計か
ら特別会計へ繰出金を出していくという問題点がもしあるのなら、それが恒常的に起き
るのならば、わざわざ財布を別にする必要もないと思えるんです。その特別会計をす

る意義が今回大きな意味で問題点が投げかけられたような気がします。その意義をやっぱりきちっとしておかないといけない。そこで例えば下水は下水でやりなさいと。一般会計は一切出しませんよというぐらいの気構えがない会計が常に同じような状態で繰り出されるのなら、1つの財布としてみなされる危険性もあるわけです。だから、やっぱりそこはきっちり定義しておかないといけないというふうに思います。

2点ほど。1つは、經常分の仕分けをきっちりされるかどうか。しないといけないと思います。してあるかどうかの問題を含めて質疑します。それからもう一つは、特別会計の意義です。今の状態でいけば意義までも失われてしまうような現状が起きている気がしますので、その意義と、それに対する見直し、そういった調査・研究はどのようにするのか。この2点をお伺いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず1点目の仕分けについてでございますが、資料7の14ページをご覧くださいと思います。これは国民健康保険の方でのご説明になりますが、下水も同じでございますので、ここでご説明させていただきますが、通常であれば国民健康保険繰出金事業という形で従来はこの説明事項を書かせていただいております。これには交付税措置があったりそういった、本来仕組み的に一般会計から繰り出すものを大体前提に考えております。今回こういった収支不足においてどの程度出さなければいけないのかということを明確にするために、この資料においても（保険基盤安定分）、それから（その他）という書き方にさせていただきます、この（その他）というのがルール以外、国保の会計に収支不足が見込まれるために繰り出さなければいけないという形で区分けをして私どもも考えております。だからこのように表示させていただきました。

2点目のご質問でございますが、原則的にはやはり国保にいたしましても下水道にいたしましても独立採算、別個のというのは、この原則というのはあくまでも貫かなければいけないと思っております。と申しますのも、ある程度私どもが予算を組みますときに参考にいたします地方財政計画においては、国保、それから下水ともにルール分は計上されておりますが、収支不足というところは計上されておられません。これは、だから、当然交付税のはね返りがないという形になります。今回もちょうど一般会計の方で基金から繰り出す金額とこの2会計へつぎ込む金額が一緒というような形で、この2会計がなければ安定した決算になるところが、この2会計へ繰り出すということで基金を徐々に食いつぶしていく結果になりますので、これを厳密に処理いたしませんと、将来的に

は、今回面倒を見ます一般会計の方が底をついてしまうと。一般会計が赤字になりましたときには、もうこれは再生団体しかないわけですから、そういうことが見込まれる。ですから、緊急事態といたしまして本年度、それから一応来年度は一般会計から繰り出しますけれども、それ以降は何とか、一般会計から繰り出さずに、ともに独立が保てるような形を考えていきたいと。そのときに、先ほど佐中議員にご答弁しましたように、海田町独自のやり方では可能性がなくなるかもわかりませんので、その点は国・県に対して制度改正の要望をし、それを実現させて最終的にもう一度、特別会計の原則である独立性を保たせたいと考えております。このたびと来年度は、これは緊急避難というふうに私どもは考えまして今回は予算を計上させていただいております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）もう1点は、生活保護費のところ、議案の5ページのところに載っていると思いますが、これは今年度の補正で出されておるわけなんです、これが権限移譲に基づいてうちに入ってきたものだったと思いますが、前年度比と、それらを踏まえて今後これがどのように動いていくのか。これに関しては県とか国からある程度補助が出てきますので、そのまま流れるかとは思いますが、前年はどのような状況にあったのか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、この生活保護費につきましては、対象人数の増に伴って今回補正の増額をさせていただくものでございます。前年度の状況で申しますと、対象世帯の方が139世帯の247人の方がいらっしゃいましたが、これが現在におきましては155世帯の270名の方が保護の対象となっております。保護費につきましてはあくまでも景気の動向に非常に左右されるものと考えております。景気の動向が改善するというような報道が今日もございましたが、その状況によっては悪くなったりよくなったりするかというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。まず、資料7から質疑させていただきます。まず歳入なんです、1ページの、景気低迷で固定資産も評価が下がる中で補正額が1,673万増額になっておりますけれども、なぜ増額になったのかというのを説明してください。

次に、12ページの12諸費なんですけれども、過誤納付金還付事業で、途中で増額補正をしたと私は記憶しているんですけれども、結果1,300万減額になっておりますけれども、その理由はなぜでしょうか。

次に、13ページの高齢者社会生活援助事業の火災報知機の設置費助成金なんですけれども、これは何件計上されて、減額230万ですので、PR不足ではなかったのかという気がするんですけど、この減額になっている件数をお願いいたします。

それと、次に行きまして、19ページの県道維持修繕事業で委託料減額が104万6,000円なんですけれども、県に返している歳入の減額は、もとに戻るんですけれども、7ページに88万となっております。この数字の差異、その説明をお願いいたします。

次に、23ページですけれども、教育振興費の要・準要保護児童就学援助事業が小学校も中学校も減額になっておりますけれども、これは制度改正をされまして、受けられる方の所得を少し上げられた結果この減額になったのでしょうか。

次に、資料10の公共下水道なんですけれども、今回、使用料が4,722万2,000円減額、入ってこなかった結果、一般会計から5,198万繰入れをされるわけです。課長の説明ですと、あくまでも景気低迷で水道料金を節約されたから減額になったという説明、ましてや大口が増えたんですけれどもという説明でございましたけれども、私もなぜだろうといういろいろ考えたんですけど、平成20年12月4日に海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定のときの説明でまず教えていただきたいんですけど、そのとき、砂走の大口排出業者が接続を予定されております。ここでこの2社は平成21年のいつ接続をされて、水道料金として幾らの収入があったのでしょうか。そのときに、まだほかにも数社大口の方が接続を予定されておりますということでございましたけれども、これはもう接続されたのでしょうか。

それと、1,000立米を超える料金を480円から290円にして、それは11社あったわけなんですけれども、この減額にしたことによる金額は今回このマイナスになった影響がどのくらいの金額になって、今回一般会計から総額数千万というのを繰り出さないといけなかったのか。将来、このときの説明では9,000万円が今から年間増収となってまいりますという説明を受けたわけなんですけれども、それは平成何年度を目標にこの九千数百万円が増額になるという見込みであのとき説明をされたのでしょうか。

次に、資料11、国保税なんですけれども、先ほどの説明ですと、国庫負担金、国庫補助金、療養給付費等交付金の、すごい、これで1億3,000万余りの減額ですけど、私はこれは確定したら平成22年になって入ってくるのかなと思っていましたら、先ほどの課長さんの説明では、これは入ってこないということだったんですけれども、確定すると少しは見直して入ってくる可能性はないのでしょうか。

それと、これは国保の年間の医療費が結局当初予算よりも、療養諸費とか高額医療費とか、7,000万円余りが増額に支出でなっているんですけれども、これは当初見込みでは予測できなかったことなのではないでしょうか。以上、質疑いたします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）まず、固定資産税の伸びの話ですけれども、これは償却資産が、リーマンショックより以前に投資されたものと思われますけれども、当初見込みよりも6%余り、予定よりも多く入ってきている。つまり設備投資をされていた結果だろうと思っています。

それと、過年度の還付1,300万の話ですが、これは法人に対する還付が予定額より少なく、返さなくてよかったということでございます。主にはそういう理由でございます。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）続きまして、一般会計の資料7の13ページになろうかと思いますが、高齢者社会生活援助事業の住宅用火災警報器の関係でございますが、予算的には500人分を組んでおりましたが、結果といたしまして17名の方に設置させていただきました。この結果執行残が出ることから、今回補正をさせていただくものでございます。ご質問の中で、PRの不足があるのではないかとということもございましたけれども、私どもとしては7月、8月、12月、2月の広報をしまいましたが、この設置については23年5月まででございますので、この間再度しっかりとPRをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）県道維持修繕のことでございますが、県の指示額が確かに下がりました、それに伴いまして、事務費も一緒にあはついておりまして、事務費の割合の額を下げておりますので、指示額を超えた104万6,000円という額になります。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）それでは、教育費の就学援助費の件でございますけれども、これにつきましては単価は国の基準額を使っております。また、受給者につきましても、小学校では前年比3人増加しております。中学校では1名減にしております。こうした中で、予算につきましては、前年度の実績に基づきながら若干余裕を持って組んでおります。その結果今回精算したということで、制度改正による減額ではございません。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（野間）まず、大口排水者でございますけど、1社につきましては21年4月1日から接続していただいております。もう1社につきましては現在工事を行っている段階でございます。22年3月31日までが期間でございますので、1社につきましては今現在接続の工事をしていただいております段階でございます。将来9,000万と、この料金改定のときに説明いたしました9,000万円でございますけど、これにつきましては来年度をめどに金額的には入ってくるであろうというふうには予測しておりますけど、こういう低迷でございますので、その2社につきましても節水されたりそういうようなことをされると、伸びは若干低くなるのではないかとというふうには予測はしております。

次に、説明しました、金額を480円から290円に減額してどのぐらいの影響が出たかということでございますけれども、正確な数字は出していないんですけど、試算したときには700万円ぐらいはその影響によって落ちたのではないかとというふうに試算しております。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）国庫支出金等の減額について見直しがあるのではないかと、このまま決算になるのではないかとということでございますけれども、国庫負担金、国庫補助金、それと療養給付費等交付金につきまして、見直しは国庫補助金の調整交付金については県に申請いたしまして、国でも見直しの声は少し聞いておりますので、若干の見直しがあるのではないかと期待はしております。

それと、医療費が20年度と比べて7,000万円増えたということでございまして、それが予測できなかったということですが、これは平成20年度の医療費というのは20年3月分、19年度を含んでおります。医療費につきましては、20年度が20年の3月分から21年の2月分ということで、旧制度を含んでいることが1つございます。それともう1点は、20年度の医療費があまり定かではない。21年度の予算を組む時期が昨年度は早かったということがありますので、見込み額または21年度の予算額について若干の不透明があったということです。それと、20年度の制度改正に伴いまして、後期からたくさんの方が一般に移行されまして、医療費等も動いておりますので、こちら辺につきまして、ご指摘の7,000万の予測ができなかったということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）公共下水道の今回の一般会計からの繰入れの増なんですけど、例の条例改正のときに、今回の大口の2社とは別に2社が接続を予定されていますという説明だ

ったんですけど、この2社は接続をされましたでしょうか。

それと、今回、砂走の大口の1社の方の、4月に接続されたということだと、1年間の公共下水道の使用料は幾らだったんでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保）料金改定の際に新規の大口の会社2社、それと2社ございます。それは今の新規の大口の1社の周辺の2社でございます。それと、新規は大口分の使用料でございますが、一応予算では5,743万6,000円ほど組ませていただいております。実績といたしましては7,714万7,000円という、そこだけを見ると、予算額より大幅に伸びておる。ただ、リーマンショック以来、他の企業、それと一般家庭、その他営業ですね、いわゆるお店とか、そういうもののやっぱり節水というものが大きく響きまして、これが6,678万7,000円ほどございます。先ほど申しました新規分の1,956万5,000円の増を加えても、ここに4,722万2,000円の補正が必要になったというものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今、大口の1社で7,700万という、それであれば、今回の5,000幾らという金額ですね。水道料金の方の水道使用料の減額からいきますと、景気低迷で、減額は確かに水道料金が減額で、皆様が水道料を使っていらっしゃるのが減額になっていますから、下水道料金にもはね返っているんですけど、私はこの11社、1,000立米を超える方からすべて490円から200幾らにしたということの、今700万ぐらいの減とおっしゃいますけど、私はこの辺の影響が大きかったのではないかなという懸念はしておりますけれども、じゃないと数字が合ってこないんですが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保）去年の改定の際にも申しましたように、大口が二、三社いるということで予測は9,000万。当然のごとく、1,000立米以上の料金を下げるわけですから、他の企業、それは当然下がってくるというのを見越しておりました。それが、実際の数字が先ほど申しました700万程度落ちておると。しかしながら、今年度を見ましても、その大型の1社だけで予測を超える7,700万のものがあったから、そういう説明をさせていただいて、減分はあろうとも増分が多いから、1,000立米以下の値下げをさせてもらうということでございまして、その他、企業だけでなく一般商店とか民間のお家、そういうものも節水意識がすごく強くなりまして、前年度比一般と営業を含めまして使用料にして15%程度減額になっております。そういうことを差引きしましても、今お願

いしております増額分が必要になってくるというものでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）10番、多田です。最初に、資料9の地図、これは違うんじゃないかと思って。三迫町営住宅はこんな上の方にはないと思うんですが、これは地図が間違いなんでしょうか。まず1つ。地図が違うんじゃないかと。

それと、私立保育所の援助金が随分下がっているわけなんです、委託料が下がったわけなんです、この原因。これは保育所定員が、私立の方に入る方が非常に減ったのかどうか。まずそれが1つ。

それから、橋りょうの点検をされたわけですが、この委託料の減がここに載っているんですけど、橋りょうの点検をした結果というのはいつ出るのか。それから、その結果が出た分については我々に知らせていただけるのかどうか。それらのことを質問いたします。

それから、新開蟹原線がまた減額補正になっているわけですけど、当初予算のときに今年はぜひというふうに言われたと思うんですが、これはどうなんですかね、来年度は……。来年度の見通しを今から言っちゃいけないとは思いますが、用地買収の見通しというのはどうなんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）私から2点ほど。まず最初に、地図が違うんじゃないかということで、確かに言われたとおり、三迫町営住宅のところの町営住宅の位置が違いますので、これは訂正します。どうも済みませんでした。

2点目の橋りょう点検の結果でございますが、橋りょう点検は今年度81橋一応点検が終わりました。その公開については、来年度長寿命化計画というのを予定しておりますので、その内容とあわせて公開の方法も今から検討していきたいというぐあいに思っております。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）私立保育所の入所状況でございますが、ご承知のように3つの保育園でございますが、全体で予算的には207名の児童の受け入れを考えておりましたが、実際には193名の受け入れにとどまったということで減額させてもらうものでございます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）新開蟹原線の用地買収の件ですけれども、本質的には2件といい

ますか、お二人の地権者がおられるということで、お一人は近々、この週末に契約をするという予定に相なりました。最後、今、予算計上で減額させていただいております、大口のところは1つどうしても残るという状況ですけれども、先般も集まってお話しさせていただきました。引き続き協議させていただきたいというふうには考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）私立保育所、先ほどお聞きしましたように、10何名希望者が少なかったということなのですが、これは町立に希望者が殺到というか、たくさんおられて、私立の人气がないわけじゃないでしょうけれども、あまり私立の方に行かれる人が少なかったというのは、何かこれは理由があるんですか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）特段に理由はないというふうに考えております。公立におきましても4つの園で307名の方の受け入れを考えておりましたが、実際には306名で、やっぱり考えているよりは、1名ですけれども、少ない状況がございました。私立については、先ほどもお話ししたように、合計では14名の減。受け入れに当たりましては保護者の意向を重視しておりますので、その結果によるものだろうというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。資料7の17ページの5番の予防費、疾病予防事業で167万5,000円の執行残。6番の母子保健費の妊婦・乳幼児健診事業833万の執行残。これは何でこんなに執行残が出たのでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）17ページの、まず疾病予防事業の執行残につきましては、21年度に女性のがん事業を実際に行いましたが、乳がん・子宮がん検診を無料でクーポン券を送って実施するものですが、当初50%の受診率を考えて予算計上しておりましたが、それが約20%の実施だったということで、160万円の減額を行いました。それから、妊婦と乳幼児の健診事業につきましては、14回の妊婦健診の公費負担を実施しましたのが21年度からで、当初予算で1回の負担額を国の基準の7,000円にしておりましたが、その後、県の統一単価が5,300円になりましたので、その減額分を出させていただきました。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）それじゃ、今度は資料11の7ページ、特定健診の事業、執行残が627万

2,000円。これは当初予算の約40%も執行残が出ておることなんです、先ほど実施目標よりも減ったということなんです、これは確か私が6月議会で質問したときに、今年度の目標を実施率40%というふうに答弁がなされたと思うんですが、これは予算の6割しか執行されておらんということは、実際には24%程度でおさまったということなんでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）平成21年度の受診率、健診率でございますが、中間の集計でございますけれども、現在のパーセントで言いますと27.5%ぐらいでございます。目標は、先ほど申されましたように、40%でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）じゃ、先ほどの疾病予防事業とこの特定健診事業をあわせて聞きますが、国保の特別会計に一般会計から2億円も繰入れにゃいけん。制度上の問題もあるかもしれない、それ以前に、医療費の質が広島県全体多いんですよ。特に海田町も。そういった状況にありながら、病気を予防する事業、これが当初の目標を大幅に下回ると。がんの方は50%に対して20%、特定健診は40%に対して27%。特定健診は去年実施率が24%で、今年は27%。若干上がったとはいえ、目標よりもあまりにも下回っておると。それらの原因はどこにあるということなんでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）特定健診等につきましては、ご存じだと思いますけれども、集団健診と各お医者さん、医療機関で受けられる個別健診がございますけれども、海田町は医療機関が非常に多いということがございます。それで、診療を受けやすい、それと検査も受けやすいということが1つの要因であると思います。それと、私どもの側にあるのかもわかりませんが、制度の周知、健診の必要性等についてやはり周知不足があったのではないかと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原です。1点だけ教えていただきたいんですけど、下水道の補正予算説明書の中で、下水道の使用が減ったという話は先ほどからも出ておりますけれども、その割には東部浄化センターの維持管理、流入量が増えているという話が先ほどから説明があったと思うんですが、ここらの説明を、どういうことか、お教え願いたいと思います。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（野間）東部浄化センターの維持管理費でございますが、平成20年度に比べてまして水量は確実に伸びておると。予算に比べましては、当初予算は減額いたしましたけれども、平成20年度の決算と比べまして平成21年度は使用水量が量としたら10万程度増えておるということでございますので、維持管理費につきましては増額になったものでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）使用量は減っているのに流入量が増えているという、この誤差が聞きたい。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保）確かに先ほどから使用量が減ったと申し上げております。この流域下水道の維持管理負担金というものは当初、いろいろな複数の市町から流れ込んできておりますので、ポイント、ポイントで水量計をつけております。その水量計を、要するにその関係する市町の計画水量按分というのがございまして、その水量で按分してまいるということで、計画上の水量ですね、海田町の全域、その中で供用開始した区域が持つておる水量、そういうもので按分しております。市町によっては、その年たくさんの整備をしたところとか、そうでないところ、いろいろございますので、その年その年でこの按分方法につきましてはかなりギャップが出てくる年度もございます。ただ、長年を考えてみますと、多くなったギャップが出た翌年は今度は少なくなっていくという方法で、長年において安定した水量を求めていくというような按分方法でございまして、そういう各年各年で言いますと、使用水量は減っておるけれども、他の市町との関係の中で太田川流域下水道の水量は増えておるという、ちょっと矛盾したような年度が起こってまいります。これにつきましても各市町とももう80数%となっておりますので、この按分方法を現在変えようじゃないかということで、各年も安定した按分方法を今流域と県と関係市町で協議を重ねております。そういうことで、今年度につきましては、流域の水量は増えておるけれども、うちの方は減っておるということでございますが、そういうことで何とか解消しようと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。原田議員。

○13番（原田）24ページ、一般会計のところですか。ほかのは聞きません。これだけに絞ります。町債元金償還事業が減額。ということは、元金が少なく返したということと、その下、町債償還利子が増えておると。いろんな事情があったということの説明があっ

たんですが、その事情を教えてください、簡素に。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）元金と利子、元金の方は増えて、利子の方は増えているということでございますが、当初予算に計上したときの利率の問題があります。あくまでも推定利率で出しておりますので、実際に借入れた利率との差が出てきます。それと、元利均等で返していくという部分もありますので、その年数によって元金が増える場合、利子が増える場合と、元利均等でございますので、そういうふうなこと、それと借入額の確定による償還額の確定によりこういうケースが出てきたということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより各議案について順次採決を行います。

まず、第5号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算についてを採決いたします。
討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第5号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決めます。

続いて、第6号議案、平成21年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第6号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決めます。

続いて、第7号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第7号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩いたします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第11、第8号議案、平成21年度海田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第8号議案、平成21年度海田町老人保健特別会計補正予算。平成21年度海田町老人保健特別会計補正予算につきましては、医療給付事業費の減額などの予算措置を行うためのものがございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(加藤) それでは、第8号議案、平成21年度海田町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。資料12の補正予算説明書をお願いいたします。医療諸費の医療費給付費の扶助費2,027万6,000円の減額及び次の医療費支給費の扶助費50万円の減額は、老人保健制度の適用期間である平成20年3月31日までに受診のあった医療費の請求おくれ等による給付費が見込みを下回ったためでございます。

次に、1ページの歳入をお願いします。まず、支払基金交付金の医療費交付金1,307万3,000円の減額は、歳出で説明しました給付費等の減に伴うものがございます。次の国庫支出金の国庫負担金の医療費負担金603万7,000円の減額及び次の県支出金の県負担金の医療費負担金150万9,000円の減額は、給付費等の減に伴い、国及び県がともに確定

額を22年度になって交付するとしたためでございます。次に、繰入金の一般会計繰入金15万7,000円の減額は、給付費等の減に伴うものでございます。

それでは、第8号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ2,077万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額それぞれを3,424万4,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。資料12の2ページなんですけれども、扶助費、医療給付事業で当初予算が2,291万5,000円、今回の減額補正が2,027万6,000円、これはあまりにも、事業が終わっていて、この予算計上された金額と、実際に要った金額は263万9,000円なんですけれども、この数値の差異の理由をもう少し詳しく説明していただけませんか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）これは、予算につきましては請求おくれとかいうもののあまり予測ができないものでございましたので、通常の月の約10分の1を計上させていただきました。これは全国的な傾向であったと思います。その結果、医療費が少なかったということで、国・県なんかはもう交付を22年度に送るということでございますので、大体よその市町と同じような感覚の予算計上をした結果、請求おくれが意外に少なかったということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第8号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第12、第9号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第9号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算。平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算につきましては、居宅介護サービス給付事業費の増額などの予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）それでは、第9号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。資料13の補正予算説明書をお願いいたします。4ページの保険事業勘定歳出予算からご説明いたします。まず、保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費の負担金補助及び交付金1,600万円の増額は、訪問介護等の在宅サービスの利用増に伴うものでございます。次の地域密着型介護サービス給付費の負担金補助及び交付金270万円の増額は、認知症グループホームのサービス利用増に伴うものでございます。次の施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金420万円の増額は、施設入所によるサービスの利用増に伴うものでございます。次の居宅介護サービス計画給付費の負担金補助及び交付金260万円の増額は、各サービス利用増に伴いサービス計画書の作成料が増加したことによるものでございます。次に、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費の負担金補助及び交付金100万円の増額は、要支援者のサービス利用増によるものでございます。5ページに移りまして、介護予防サービス計画給付費の負担金補助及び交付金20万円の増額は、各サービス利用増に伴いサービス計画書の作成料が増加したことによるものでございます。次に、高額介護サービス等費の負担金補助及び交付金120万円の増額は、利用者負担上限額を超えるサービス利用者増によるものでございます。次の高額医療合算介護サービス等費の負担金補助及び交付金180万円の増額は、医療保険と介護保険の両方の自己負担の合計額が限度額を超えた額に対して支給するものでございます。次の特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費の負担金補助及び交付金100万円の増額は、低所得者の施設入所に伴う負担軽減サービス増によるものでございます。次の地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の包括的支援事業の給料6,000円の増額は、給与改定によるものです。6ページをお願いいたします。共済費8万7,000円の増額は、負担金率の上昇によるものです。次の基金積立金の介護給付費準備基金積立金の積立金1,003万6,000円の増額は、預金利子及び余剰分を積み立てるものです。

次に、1 ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、歳出で説明しました各サービス給付費の増等に伴い、法定負担金等を増額するものです。まず、支払基金交付金の介護給付費交付金が921万円の増額。次の国庫支出金の国庫負担金の介護給付費国庫負担金の介護給付費負担金が593万円の増額。次の国庫支出金の国庫補助金の調整交付金90万9,000円の増額。次の地域支援事業交付金3万2,000円の増額。2 ページに移りまして、県支出金の県負担金の介護給付費県負担金の介護給付費負担金404万7,000円の増額。次の県補助金の地域支援事業交付金1万6,000円の増額。次の財産収入の財産運用収入の利子及び配当金1万7,000円の増額は、介護給付費準備基金の定期預金満期による利子収入でございます。次の繰入金の一般会計繰入金の介護給付費繰入金383万7,000円の増額。3 ページに移りまして、事務費等繰入金764万4,000円の増額は、介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬改定に伴う給付費の上昇分を国により軽減を行うものです。次の地域支援事業繰入金1万6,000円の増額は、地域包括支援センター職員の共済費を増額するものでございます。次に、繰越金915万9,000円を前年度繰越金から財源調整として充てるものでございます。

次に、8 ページに飛びまして、介護サービス事業勘定歳出予算についてご説明いたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業費の給料4,000円の減額及び次の職員手当等10万円の減額は、地域包括支援センター職員の給与改定によるものです。次の共済費5万3,000円の増額は、負担金率の上昇によるものです。

7 ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。繰入金の一般会計繰入金のその他一般会計繰入金5万1,000円の減額は、地域包括支援センター職員の人件費減額に伴うものです。

それでは、第9号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ4,081万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億2,918万6,000円とし、介護サービス事業勘定については、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ5万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,151万8,000円とするものでございます。

途中1つ、人件費で5 ページの一番下に当たります包括支援センターの人件費で6,000円の増と言いましたが、これは減の間違いです。申し訳ありません。以上で終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し

ます。西田議員。

○ 8 番（西田） 8 番、西田です。議案書の 1 ページのところ、一般会計からの繰入金が 1,100 万ほどあります。それから、繰越金が、これは前年度の繰越金が 900 万程度あります。それから、2 ページのところに基金積立金、これは存目に近い状態のものが今年は 1,000 万円ほど積立金をされております。一般会計から繰入れをしながら基金を 1,000 万円ほど積み立てられるという余裕があるのならば、一般会計からの繰入れをしないでもいいように見えますが、その点はいかがですか。

それともう 1 点は、これは先ほどの国保の関係も一緒ですが、独立採算制をとるのなら、やっぱりきちっとした形で独立できるような特別会計にしていだきたい。これは前回のときも言っておけばよかったんですが、特別会計をなくしていく方向の行政というのも実際は動きは現在見られているように感じます。そういう意味からして、やっぱりここの見直し、または独立採算制をきちっとするのならば、そのきちっとする意義を明確にしていだきたい。この 2 点、お願いいたします。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）繰入金につきましては、ここで言う一般会計繰入金の 1,149 万 7,000 円、これは、内訳としましては、国が 21 年度から報酬改定アップしたことに伴い、負担軽減分として、うち 775 万 3,000 円と、もう一つは法定負担金で、これは一般財源ではありますけれども、決められた額の繰入れでございますので、これは法定を減らして、それを一般から出さないようにということできませんので、繰入れた上で剰余金となってこれを積み立てますけれども、実際に要らない額を一般会計から繰入れたということにはなりません。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）2 点目のご質問でございますが、やはり独立採算制が必要なものにつきましては特別会計もしくは企業会計というものは存続させるべきだというふうに考えております。ただし、その場合には原則として一般会計からの繰入れにつきましては法定分を繰入れると。特例支援分というのはあくまでも例外というふうにきちんと分けしえていこうと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第13、施政方針について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）平成22年度町長施政方針をさせていただきます。本議会に提案しております平成22年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解を得たいと存じます。

私は、就任以来、数多くの現場に赴き、できるだけ多くの町民の皆さんからのご意見、ご提言をいただくよう心がけてまいりました。これまでにこうした多くの対話の中で、改めて、本町をさらに自主性と自立性に富んだ魅力あるまちづくりをするためには、町民・企業・行政が共通の目的を持ち、協力して取り組む協働によるまちづくりが必要不可欠であると感じております。また、さらなる飛躍のため、次代を担う子どもたちの教育や福祉などの充実を図るとともに、町民と協働して子育てのしやすい安全で安心できる環境づくりに取り組み、町民の皆さんが、住んでよかった、これからも住み続けたいと実感できるよう、全力を尽くしてまいります。

次に、本町を取り巻く諸情勢について申し上げます。経済情勢でございますが、平成21年度の国の経済は、失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にあります。今後持ち直していくと見込まれております。政府は、この景気の持ち直しの動きを確かなものとするため、明日の安心と成長のための緊急経済対策を着実に実施することとし、これに伴う平成21年度補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することとしております。国の予算編成においては、コンクリートから人へ、地域主権等の基本理念のもと、子育て・雇用・環境・科学・技術に特に重点を置かれ、事業仕分けの実施等による予算編成過程の刷新が図られているところでございます。地方財政におきましては、

個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関連経費の自然増や公債費が高水準で推移することなどにより、職員定数削減や人事院勧告に伴い給与関係経費が減少してもなお、財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれており、引き続き極めて厳しい状況にあります。本町の平成22年度の財政状況につきましては、歳入のうち、子ども手当の創設などに伴う国庫支出金の増額はあるものの、景気の低迷により、税収は平成21年度当初予算に比べて約1億7,000万円、4.1%の減となっております。一方、歳出におきましては、子ども手当の創設等に伴い扶助費が大幅に増額していることに加え、国民健康保険特別会計への収支不足補てん分の繰出金が新たに必要になるなど、繰出金が大幅に増額しており、引き続き厳しい財政状況にあります。

次に、行財政運営につきましては、これまでの財政健全化の取り組みにより町債残高が着実に減少するなど一定の成果を上げてきておりますが、引き続き、事務事業の見直しなどさらなる行財政改革に取り組んでいくことにより、多様化する住民ニーズへの対応に必要な財源の確保に努めてまいります。なお、平成21年度に実施いたしました一般職員給与のカットにつきましては、人事院勧告に基づく期末手当・勤勉手当等の減額を勘案し、平成22年度は実施を見送ることにいたしました。

平成22年度予算編成につきましては、国の取り組みと歩調を合わせ、緊急経済対策として計上した平成21年度補正予算と一体的で切れ目のないものとした上で、限られた財源の中で、子育てしやすい 誇れる我がまち・海田づくりの実現に向けて策定した第3次海田町総合基本計画の実施計画に掲げた事業へ重点的に財源を配分いたしました。

それでは、主な事業につきまして、総合基本計画に示した施策の方向に沿って説明をさせていただきます。

第1点目は、一人ひとりが輝くまちづくりの推進でございます。

生涯学習の推進につきましては、時代の要請や住民の学習ニーズの多様化・高度化などによる変容への対応を基調として、町民と連携・協力のもと、公民館や図書館、ふるさと館などの生涯学習関連施設が、真に町民に親しまれ、利便性の向上や有効活用が図れるよう推進してまいります。さらに魅力あるまち海田で生涯にわたって主体的に学習活動ができ、豊かな心を育んでいけるようなスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などの支援や人のきずなづくりに努めてまいります。芸術・文化活動の振興につきましては、高い文化・芸術に触れる機会としてクラシックコンサートを引き続き実施して

まいります。また、図書館におきましては、インターネットを活用した蔵書検索システムによる利便性の向上に加え、AED（自動体外式除細動器）の設置による利用者の安全・安心の確保や、蔵書管理のための警備の強化を図り、今後もサービスの向上に努めてまいります。

学校教育の充実につきましては、知・徳・体の基礎・基本の徹底を目標に掲げ、小学校と中学校の教職員が9年間を見通して児童・生徒を育てるという視点に立って、小・中連携による特色ある学校づくりを推進するとともに、小・中学校それぞれがそれぞれの指導責任のもとに、基礎学力の定着に根差した確かな学力の向上を図ってまいります。また、豊かな心で人間らしく生きるための道德教育や生徒指導の充実に努め、新しい時代をたくましく生き抜く子どもの育成を目指します。特に、県の重点事業である小学校児童を対象とした体験活動事業に取り組み、コミュニケーション能力など人間関係を形成する力を育ててまいります。次に、児童・生徒の安全対策についてでございますが、自分の命は自分で守る、海田の子どもは海田の大人が守るなどを基調として、人間力の育成、家庭・地域力の向上を目指してまいります。学校におきましては、引き続き通学路の安全マップづくりや防犯教室などを活用し、危機察知能力や危険回避能力の向上を図ってまいります。学校警備と不審者侵入への対応でございますが、これまでの警備員による常駐警備に加え、既存の緊急警報システムを活用した新たな警備システムを構築してまいります。次に、学校施設の耐震化についてでございますが、耐震診断の結果、耐震性能を示すI s 値が0.3未満の海田小学校本館・南校舎、海田東小学校本館及び海田南小学校1号館の耐震補強工事に取り組んでまいります。

明るく元気な青少年の育成につきましては、近年、子どもたちの豊かな成長に欠かさない、地域の人や自然と触れ合う様々な体験の機会が乏しくなっております。このため、青少年の育成事業として、子ども会球技交歓会や、子どもまちあそびクラブ、地域こども教室など、スポーツ・レクリエーション活動や文化・創作活動を通して、多種多様な体験ができる機会の拡充を図り、主体的な活用ができるようなプログラムを提供したり、これまでの積み上げを活かした取り組みを進めてまいります。児童クラブにつきましては、引き続き、下校後に保護者等が家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、基本的な生活習慣、道德性、社会性の育成に努めてまいります。

地域文化の継承と創造につきましては、ふるさと館において、むかしの暮らし展など、物の企画展示や、織田幹雄さん、加藤陽三さん、三村敏之さんの、人の常設展示を通し

て歴史・文化の発掘継承に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の振興につきましては、町民が生涯にわたって楽しみながら気軽にスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、ウォークラリーやグラウンドゴルフ等の活動機会や、指導者及び継承者の育成を図ってまいります。学校開放事業につきましては、今後も健康づくりの身近な施設として利用促進を図ります。また、町内のスポーツ団体の育成や活動の支援を引き続き行ってまいります。

国際交流の推進につきましては、引き続き日系人労働者生活相談員を配置し、外国人の生活相談に対応してまいります。また、海田町国際交流協会の事業に対し、引き続き支援してまいります。

男女共同参画社会の形成につきましては、海田町男女共同参画基本計画に基づき、性別に関係なく、お互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、関心と理解を深めるよう引き続き啓発するとともに、町の各種審議会等の委員への女性の登用にも努めてまいります。

人権教育・啓発の促進につきましては、すべての人々が互いに人権を尊重し、ともに生きる社会の実現を目指すため、ハートフル講演会をはじめ、花の栽培を通じて命の大切さを考える人権の花運動、啓発映画の上映を行い、人権を守り、大切にしていける明るく住みよいまちづくりに取り組んでまいります。

第2点目は、健康で安心して暮らせるまちづくりの推進でございます。

安心して暮らせる高齢社会の形成につきましては、高齢者福祉計画に基づき、高齢者の方々が元気で生き生きと生活ができるよう、生きがい対策事業や日常生活支援事業の推進に取り組んでまいります。また、福祉センターにつきましては、平成21年度から25年度までの5年間、海田町社会福祉協議会が指定管理者となり、管理運営を行ってまいります。次に、団塊の世代の大量退職時代を迎え、退職後の皆様がこれまで培った豊かな経験と知識を活かし、活動的な高齢者として、積極的に地域とつながりを持ち、地域へ貢献しながら豊かで健康な生活を送っていただけるよう、就労機会の確保と生きがい対策の拠点となるシルバー人材センターや老人クラブに対し、引き続き支援を行ってまいります。

子育て環境と児童福祉の充実につきましては、福祉施設等の安全対策としてAEDの設置を行うとともに、従来の事務室のみの警備を見直し、1階部分につきましては24時間の警備体制を図り、不審者の侵入対策を行い、より安心・安全な子育て環境を確保し

てまいります。また、少子化・核家族化が進む中、子どもを持つ家庭の育児不安の解消を図るために、ひまわりプラザ、海田児童館、町民センターの3カ所の子育て支援センターを中心に子育て相談、親子教室、食育講座等を行い、子育て環境の充実を図ることにより、親子で気軽に集うことができる場づくりに引き続き積極的に取り組んでまいります。また、子育て世帯に対し、新たに創設された子ども手当や児童手当の給付を行い、経済的な負担の軽減を行うとともに、次代を担う子どもたちの健全な育成を願い、親子が触れ合う機会の創出という観点から、子育て応援まつりの実施や3人乗り自転車の貸し出しなど、子育て世代への支援に取り組んでまいります。保育運営事業につきましては、引き続き延長保育や一時保育など特別保育の充実を図り、保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。また、畝保育所につきましては、施設の建築年数を踏まえ、施設を再整備するための基本計画を策定してまいります。その他、引き続き未就園児に対する園庭開放や妊婦に対する保育体験事業を行い、地域に密着した保育所運営に努めてまいります。母子保健事業につきましては、子どもの健やかな成長を支援していくため、4カ月までの赤ちゃんの全戸訪問事業や未受診者訪問、健康相談、健康教育事業などを通じて子育て支援に関する情報を提供し、母親の育児不安の軽減や虐待の未然防止に努めてまいります。また、専門医師や心理士による幼児の発達相談事業を引き続き実施し、発達障害児の早期発見に努めるとともに、療育機関との連携を図ってまいります。子どもの予防接種につきましては、感染症予防と接種率の向上を目指すため、新たに広島県広域予防接種システムに加入し、個別予防接種を県内どこでも受けることができるようにしてまいります。妊婦一般健康診査につきましては、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するために、14回分の健診を公費で負担し、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図ります。また、過酷な勤務環境にある産科医師に対する支援を行ってまいります。保険診療以外の不妊治療を受けた方に対しては、経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の助成を引き続き行ってまいります。食育の推進につきましては、平成22年3月に策定する海田町食育推進計画に基づき、広報紙・ホームページによる情報発信、ヘルスメイト育成事業の推進、食を通じた交流イベントの開催など、学校・家庭・地域等で総合的に食育を推進してまいります。

健康づくりの推進につきましては、特定健診・がん検診の受診率の向上を目指すとともに、特定保健指導や健診結果説明会を効果的に実施するなど、メタボリックシンドロームの予防に努めてまいります。また、健診結果に基づいた生活習慣病予防や介護予防

対策として、糖尿病予防対策事業を重点的に推進してまいります。健康増進事業としてふれあいウォーキング、水中健康教室、元気づくり応援講座などを実施し、引き続き疾病予防対策に取り組んでまいります。また、子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象に、健康づくりに関心が高まるよう健康・食育フェアを子育て応援まつりと一体的に実施し、町民の健康増進や健全な食生活の実現を目指してまいります。女性特有のがん検診推進事業として、引き続き、特定の年齢に達した女性に対し、子宮がん検診及び乳がん検診に関する無料クーポン券や検診手帳を配布し、検診料の自己負担分を免除するなど、若いときから検診を受ける習慣の重要性を啓発し、疾病の早期発見・早期治療につながるよう努めてまいります。歯科保健につきましては、乳幼児期における歯科健診や歯科保健指導を引き続き実施してまいります。また、妊婦歯科健康診査や40歳・50歳・60歳・70歳の節目年齢の方を対象とした歯周疾患検診も引き続き実施し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進してまいります。

地域福祉の推進につきましては、引き続き社会福祉協議会、民生委員と連携し、福祉活動の充実を図り、地域に密着した、人々に優しい思いやりのあるまちづくりの推進に努めてまいります。障害者福祉につきましては、第2期障害福祉計画に基づき、引き続き今後必要とされるサービス量を的確に把握し、障害者の方々が地域で日常生活や社会生活ができるよう給付サービスの確保に取り組んでまいります。精神保健事業につきましては、引き続き通院医療費助成を行い、精神障害者の方々が安心して治療を受け、安定した生活ができるよう経済的負担の軽減を図ってまいります。また、障害者サービスの利用と相談支援を促進させるため、精神保健福祉相談の充実を図るとともに、新たに精神保健福祉手帳所持者への福祉タクシー助成事業を実施するなど、精神障害者の方々の在宅生活の支援に努めてまいります。平成21年度に開設した福祉事務所につきましては、職員の能力向上を図りつつ、社会保障制度の充実に努め、生活上の不安解消や生活支援に向けての迅速な対応や、母子世帯・父子世帯に対する施策の拡充により、自立支援の促進を図ってまいります。また、就労意欲のある離職者のうち、就労の基盤となる住居を喪失した方などに対する住宅手当の支給や、就労機会の確保に向けた支援など、地域でのセーフティーネットの役割を果たすように取り組んでまいります。

第3点目は、安全で快適なうるおいのあるまちづくりの推進でございます。

災害に強いまちづくりにつきましては、梅雨期前を目安に新たなデジタル同報系防災行政無線の運用を開始するとともに、国民保護情報や緊急地震速報を町民の皆さんにい

ち早くお届けするため、全国瞬時警報システムを導入してまいります。これによって、町民の皆様への防災情報の伝達体制の強化を図ります。また、職員参集システムの運用や広島県防災情報システム等の有効活用による迅速かつ確実な初動体制の確立並びに情報の収集を行うことにより、引き続き防災体制の充実・強化に努めてまいります。消防事務につきましては、引き続き広島市に委託し、広島市と一体となって消防力の充実・強化に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。自然災害の防災対策につきましては、引き続き広島県において寺迫二丁目地内急傾斜地崩壊防止対策事業を実施していただくとともに、新たに国信二丁目地内の事業に着手し、地区住民の生命・財産の保全に努めてまいります。

暮らしの安全と安心の確保につきましては、多発する犯罪から住民を守り、犯罪の起りにくい環境づくりを進めてまいります。防犯対策につきましては、夜間防犯パトロール事業が犯罪の抑止に一定の成果があることから、引き続き実施するとともに、海田町防災組合連合会の取り組みも支援し、犯罪の防止に努めてまいります。交通安全対策につきましては、引き続き、地域ぐるみの交通安全運動を進めていくため、海田町交通安全協会の取り組みをより一層支援するとともに、交通安全施設の整備を進めてまいります。消費生活相談事業につきましては、引き続き悪質商法の被害防止等の相談に応じるとともに、出前講座等で積極的に啓発するなど、消費者トラブルの未然防止に努めてまいります。

快適な環境の整備についてでございますが、都市計画公園である三迫公園につきましては今後も公園として存続させるため、土地の用地買収を引き続き進めてまいります。公園の維持管理につきましては、地元の皆さんと協力しながら、気持ちよく安心して使っていただけるよう努めてまいります。また、海田総合公園につきましては、引き続き用地の確保に努めてまいります。国道2号バイパス高架下の有効活用策の一環として、南昭和町、寺迫二丁目の両地区にコミュニティ広場を開設いたします。都市公園やちびっこ広場とは性格の異なる広場として位置づけ、新たなコミュニティの場を提供するものです。地元の皆さんと協働で、安全かつ快適に利用していただくためのルールづくりを行ってまいります。町営住宅につきましては、地上デジタル放送対応の工事を行ってまいります。

4点目は、環境にやさしいまちづくりの推進でございます。

環境にやさしい社会の実現につきましては、地域ぐるみで環境にやさしい取り組みが

されるよう、引き続き啓発してまいります。地球温暖化防止対策の一環として、平成21年度から実施しております住宅太陽光発電システム等への補助及び防犯灯のLED型照明灯への交換を引き続き実施してまいります。また、緑のカーテン事業を引き続き実施し、地域への地球温暖化防止の意識啓発に努めてまいります。

廃棄物処理対策の推進につきましては、一般廃棄物処理基本計画のごみ処理の方針に基づき廃棄物処理対策を行うとともに、ごみの減量化、再資源化の重要性を町民の皆さんに十分ご理解いただき、分別の徹底を図り、排出抑制に努めてまいります。大型ごみ等の不法投棄及び資源物の抜き取りの防止につきましては、平成21年度から夜間に不法投棄多発場所や資源ごみのステーションの巡回監視パトロールを実施したところ、一定の成果があることから、引き続き実施したいと思います。また、町民の皆さんにはごみの減量化やリサイクルの推進の重要性を十分認識していただくよう啓発を行い、不法投棄の防止にも努めてまいります。

5点目は、にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくりの推進でございます。

多彩な拠点・ゾーンの形成と連携についてでございますが、役場庁舎移転事業につきましては、移転候補地が決定次第、事業手法の比較検討を含めた基本計画の策定を行い、新庁舎の基本理念や整備方針を定めるとともに、より具体的な施設の規模や機能等を明らかにしてまいります。これからの海田町のまちづくりの指針となる都市計画マスタープランにつきましては、第4次総合計画や広島県の都市計画区域マスタープランと整合を図りながら、目指すべきまちの将来像の実現に向けた取り組みの方向性を策定してまいります。海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、引き続き、関係権利者の意向を調整し、換地設計と仮換地指定を行ってまいります。また、地区内での物件調査も行なってまいります。

道路交通体系の整備についてでございますが、都市計画道路中店小学校線につきましては、引き続き用地買収を進めてまいります。また、社会情勢が変化していることを踏まえ、長期未着手の都市計画道路については見直しを検討してまいります。連続立体交差事業につきましては、平成34年度の整備完了を目指して、事業主体である広島県が引き続き用地買収を進められることとなっております。生活道路の整備につきましては、通行車両の安全性と円滑な通行を確保するため、三迫地区の生活幹線道路となる町道6号線バイパス整備事業や三迫二丁目地内道路整備事業に加え、東二丁目地内の道路整備も進めてまいります。道路の維持管理につきましては、町域内の県道及び町道の維持管

理を行ってまいります。また、引き続き道路里親制度による清掃美化や、緑化作業を行うボランティア団体を募集し、活動を支援してまいります。橋りょうの維持管理につきましては、町が管理している81橋りょうの点検が平成21年度に終了いたしました。その結果に基づき、橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、適正な維持修繕を行い、橋りょうの長寿命化を推進してまいります。駐車場対策につきましては、現在、南堀川町高架下の駐車場の管理運営を行っている社団法人中国建設弘済会が平成22年3月末日をもちまして撤退されることから、これを引き継ぐこととしております。また、曾田地内におきましては、国道2号バイパス高架下の有効活用や周辺の駐車対策として新たな駐車場の整備を行ってまいります。町内循環コミュニティバスにつきましては、試験運行から5年間を経過して順調な利用状況でございますが、中国運輸局の地域公共交通検討プロジェクトの検討結果をもとに、よりよい運行について具体的な検討をしてまいります。

情報通信基盤と機能の強化についてでございますが、平成21年4月から電子申請システムの運用を開始し、簡易な各種申請・届け出の手続きが、自宅や会社のインターネットに接続されているパソコンから行うことができるようになりました。また、施設予約システムを平成21年10月から導入し、インターネット上から施設の空き状態が確認できるようになりました。今後は、4月1日からインターネットで住民票の写しと印鑑登録証明書の交付申請ができるようにするなど、電子申請を行うことができる申請や届け出の種類を拡充し、住民の利便性の向上を図ってまいります。

第6点目は、活力ある地域経済をはぐくむまちづくりの推進でございます。

農林水産業の振興についてでございますが、農業振興につきましては、イノシシによる農作物の被害拡大が懸念されますので、引き続きその駆除に対して支援してまいります。林業振興につきましては、森林を健全な状態で次世代に引き継いでいくために、ひろしまの森づくり事業交付金を活用し、引き続き本町の山林が荒廃しないよう適切に維持管理してまいります。水産業振興につきましては、引き続きノロウイルス風評被害を受けた漁業者の支援に取り組んでまいります。

工業・商業・サービス業の振興についてでございますが、ますます厳しさが増す経済状況の中で、町内商工業者の経営の安定を図るため、海田町中小企業預託融資制度の活用を促進するとともに、関係機関等と連携し、町内商工業者に、国及び県が実施している支援施策などを十分に活用できるよう情報の発信を行ってまいります。また、地域商工業の経営の安定と発展を図るため、商工会が取り組む経営改善普及事業等に引き続き

支援をしてまいります。

勤労者の生活の安定と向上につきましては、現在の雇用情勢の悪化を踏まえ、雇用の安定と就労機会の確保を図るため、国及び県の関係機関と連携しながら、様々な雇用及び就労に関する情報を、ホームページ等を活用して広く提供してまいります。さらに、中国労働金庫に対して引き続き預託を行い、住宅資金、教育資金、医療費等の低利融資制度の利用を促進し、勤労者福祉の増進に取り組んでまいります。

第7点目でございますが、参加と連携による地域ぐるみのまちづくりの推進でございます。

住民参加のシステムづくりについてでございますが、本町がより住みよいまちとして持続的に発展していくためには、町民と行政が互いの特性を認識し、尊重し合いながら、協力し、助け合って行動する協働型社会の構築が必要でございます。そのための全庁的な取り組みとして、町職員の意識改革を重点的に行うための研修を実施していくとともに、町民の皆様と一緒に地域づくりについて考えるワークショップの実施やまちづくりに係る情報提供等を積極的に行ってまいります。また、引き続き町長のぶらり訪問やタウンミーティングを通じて町民の皆様の生の声を町政運営に反映してまいります。

第4次総合計画の策定につきましては、引き続き、議員の皆様や町民の皆様のご意見やご提言をお聞きしながら、住民ニーズを反映して、実効性の高い計画づくりを行ってまいります。

町税等の収納対策についてでございますが、景気後退に伴い滞納者が増えているため、より一層の徴収努力をしてまいります。また、納税相談窓口の拡充を図り、期限内納税が困難な方に対応してまいります。コンビニ納付につきましては、年々利用件数が増加しており、口座振替制度の推奨とあわせて、引き続き積極的にPRし、納税者の利便性の向上を図り、収納率の向上を図ってまいります。

公共下水道事業特別会計につきましては、建設から管理運営の時代へ移行しつつあり、これまで以上に経営の効率化が求められておりますが、景気低迷による使用料収入の低下や膨大な起債償還費などにより財源不足等が生じ、経営は非常に厳しい状態になっております。この財源不足を補うためには、本来、使用料改正により対応すべきものでございますが、近年の社会経済情勢を勘案した結果、使用者の方々にとって新たな負担増となる使用料改正は当面見合わせ、一般会計からの繰入れで対応することとし、町民の皆さんの快適な生活環境を整えるため、下水道整備を先行して進めてまいります。汚

水整備につきましては、成本、寺迫二丁目、稲葉、東一丁目、三迫二丁目地区の幹線整備及び面整備を進めてまいります。これにより整備面積は約419ヘクタール、処理人口は約2万6,250人となり、全体面積に対する整備面積は約68%、人口普及率は約90%になる予定でございます。雨水整備につきましては、蟹原地区、大立町地区の浸水解消を図るために、県道矢野海田線に瀬野川左岸排水区中雨水幹線を延伸してまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、制度改正に伴う国庫補助金等の減額、収納率の高かった75歳以上の被保険者等の後期高齢者医療制度への移行や景気低迷による収納率の低下、年々増加する医療費により、保険財政は財源不足を生じている状態になっております。この財源の不足を補うためには、本来、保険税の改正を行うべきであります。既に高水準である税額と近年の社会経済情勢を勘案した結果、新たな負担増となる税改正は見合わせることで、一般会計からの繰入れによる対応をすることとしております。今後とも、安定した保険税収の確保のため、口座振替納付やコンビニ納付の促進、及び納税相談窓口の拡充を図りながら、なお一層の収納率向上に努めて財源確保を行ってまいります。また、年々増加する医療費の適正化を推進するために、レセプト点検の審査強化、また、重複・頻回受診者への訪問指導及びジェネリック医薬品希望カードの利用促進を図ってまいります。次に、保健事業につきましては、健康保持のための生活習慣病対策として行っております特定健康診査及び保健指導の効果的な実施に向けて、訪問や電話による受診勧奨を行うなど、受診率の向上に努めてまいります。また、健康保持及び疾病予防を目的とした栄養指導や運動指導などの健康づくり事業を引き続き実施してまいります。

老人保健特別会計につきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行され、老人保健制度が廃止となりましたが、未請求分や過誤請求の是正等の事務処理のため、平成22年度を最終として会計を継続してまいります。

介護保険特別会計につきましては、引き続き、介護予防施策に重点を置きながら、あわせて、認知症を正しく理解していただくため、講座の開催や広報かいたの活用などにより、広く啓発を行ってまいります。また、要介護認定やケアマネジメントの適正化など、国の指針に基づいた介護給付適正化事業を実施するとともに、保険給付の管理及び介護保険料の賦課徴収事務などの適正化と効率化を図り、適正な保険財政の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、国の方針による平成25年4月の新制度移行

までの間、現行の後期高齢者医療制度に基づき、運営主体の広島県後期高齢者医療広域連合と共同し、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、適正な運営に努めてまいります。

水道事業会計につきましては、安全でおいしい水を安定的に供給するという水道の使命を達成するため、水道施設の改良及び更新を推進してまいります。施設整備の主なものとしては、国信取水ポンプの取りかえ、国信一丁目地内の導水管の布設替、及び地震に強い水道管を採用した管網整備を行ってまいります。

以上、それぞれの会計におけるその概要を説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するために、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町政発展に邁進する所存でございますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（久留島）以上で施政方針演説を終わります。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会いたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後1時58分 延会